1. 目的
1-1 目的1-1
2. 基本方針
2-1 サイン整備の基本方針2-1
2-2 サインマニュアルの対象範囲2-4
3. サインシステム
3-1 対象施設の抽出及び整理 3-1
3-2 サイン種別3-2
3-3 体系化の整理3-4
4. サインデザインの考え方
4-1 デザインコンセプト 4-1
4-2 各種サインのデザイン4-3
5. 表示デザイン基準
5-1 文字表記5-1
5-2 文字と図形5-7
6. サイン基本デザイン
6-1 基本デザイン例
6-2 サイン基本デザイン6-5
7. 地図情報掲載基準
7-2 地域案内図の掲載基準
(-3 月辺采り凶の拘戦基準
8. 形状基準
8-1 歩行者系サイン8-1
8-2 歩車兼用系サイン8-12
8-3 ドライバー系サイン8-22
8-4 表示板面レイアウト基準一覧表 8-26

9.	設	置基準
	9-1	基本的な考え方9-1
	9-2	各サインの設置基準9-2
	9-3	街路樹への対応9-6
10.	運	用管理
	10-1	運用システム 10-1
	10-2	メンテナンス 10-3
11.	応	用・展開
	11-1	応用・展開11-1
12.	参	考資料
	12-1	標準案內用図記号 12-1

1.

目 的

#### 1-1 目的

### 1]目的

静岡市公共サインマニュアルは、3つの都市核(JR静岡駅、JR東静岡駅、JR清水駅)を中心に、本市を訪れる人々や市民に対して、市内での移動や行動に関わる情報をわかりやすく伝え、かつ市内の観光資源を紹介し、美しい魅力ある都市景観の創出と、人の集まるまちづくりのために、各種公共サインを計画する上での基準を定めたものである。

### 2]適用範囲

本マニュアルの適用範囲は、静岡市が道路、公園等に設置する案内・誘導サインとする。

ただし、静岡市が標識令に基づき設置する標識及び、国、県等の公共施設管理者が設置する道路標識設置基準等に規定された標識類や、駅構内の独自のサインシステムにおける案内誘導サインなど、すでに一般に広く利用されており本マニュアルの表記基準を適用することが難しいものは適用の範囲から除外する。

また、次に示すものは本マニュアルにおける表記基準等の活用を要望する。

- ・ 交通事業者が旅客施設内に設置する案内・誘導サイン
- ・ 公共施設等の管理者が敷地内、施設内に設置する案内・誘導サイン
- ・ 公園等の管理者が設置する、公園内のみの案内・誘導を目的とするサイン
- ・ 地下道、散策道等の一定のルートを案内・誘導するサイン
- ・ 標識令に従って設置される標識類を補完するために設置するサイン

2.

基本方針

#### 2-1 サイン整備の基本方針

### 1]サイン整備の目標

サインとは、"目印" "符号" "合図"など、人々が行動するために必要な様々な情報を分かりやすく 伝え、人々が瞬時に理解できる情報源のことである。また、サインによって地域住民や来訪者が円滑に 行動でき、まちの魅力を演出し、良好な景観を形成するものでもある。

このように、サインはまちを案内するとともに、まちの景観を形成するという二つの面を持つ。

サインを大別すると、道路標識などの公共サインと看板などの商業サインに区分される。商業的なサインは、あくまでも経済活動に根ざすものであり、系統だったまちの案内を望めないが、公共サインは計画的に系統だったまちの案内を行うことができる。

今日、都市の豊かさに対する価値観が量から質に変わり、心の充足が得られるような環境が望まれている。公共サインは、こうした社会的な要求に応える一つの方策であり、まちを分かりやすく案内し、まちや文化に対する理解を深め、より快適で豊かなまちづくりに貢献するものである。

#### ■人を的確に誘導案内するための情報ネットワーク形成

市民や来訪者にとって分かりやすいまちを目指し、まちと人がコミュニケーションを図るために必要な情報ネットワークの形成を図る。

### ■良好な景観形成

デザインや設置方法の統一化を図り、景観に配慮したサインは、快適で心地良く、美しいまちを形成する。

#### ■わかりやすいまちづくり

サインの配置や表示内容を体系化することにより、機能的で誰にでも分かりやすいまちづくりに繋がる。

現在、無秩序で整合性の無い各サインについて、すべて撤去することは難しい。そのため、本体の劣化や表示面の汚れ、剥がれ等が生じた際は、本サインマニュアルの表記基準に従って、表記方法を見直して統一化を図り、系統だった分かりやすいサイン整備を行っていく必要がある。

### 2]基本方針

「サイン整備の基本方針」及び「ユニバーサルデザインの考え方」を共通の基本方針とする。

### 1 サイン整備の基本方針

サイン利用者が目的地へ円滑に到達するためには、人の行動に合わせてサインを体系的に設置することが必要である。そのため、基本方針を定め、サインシステム化を図る。

#### ■ 必要な情報を効果的に提供

来訪者と地域住民では、要求する表示情報が異なる。来訪者には、地域の広域的な情報が必要であり、一方、地域住民は、具体的な施設名が表記された方向表示が必要である。 様々な場面で利用者が必要とする情報を考慮して効果的に提供する。

#### ■ 様々な利用者に対応した情報提供

サインを利用する人々は、利用環境から区分すると、歩行者とドライバー、自転車利用者に 分かれる。高速で移動するドライバーや自転車利用者、また、障害者、外国人、子どもから高 齢者まで、サイン利用者は多種多様である。これらの利用者に配慮して、サインの情報量、表 現の仕方、大きさ、設置箇所など適切に計画する。

#### ■ 体系化した情報

人が目的地へ到着するまで、必要な情報を適切な箇所へ連続して配置する必要がある。サインの配置と情報内容を体系化し、利用者を的確に目的地に誘導できるようにする。

### ■ 景観形成するサインデザイン

サインには「情報伝達」と「良好な景観形成」という役割が求められる。設置される静岡市の 環境や都市構造を踏まえた形態、色彩、大きさにデザインするとともに、適切な情報の集約化 によりサインの乱立を防ぎ、美しいまちを形成していく。

#### ■ 適切な維持管理

サイン設置後、情報の変更や老朽化によるメンテナンスなど、適切な維持管理が必要となってくる。定期的な情報内容の更新、サイン本体の破壊、剥がれ、錆び、老朽度などを確認し、 適切な状態であるように継続的な維持管理を行うとともに、管理の容易な素材、構造等に配慮 する。

#### 2 ユニバーサルデザインの考え方

公共サイン利用者には、高齢者や障害者のほか、年齢、性別、国籍、人種など、コミュニケーションに制約のある人々がいる。これらの全ての利用者にとって使いやすいモノづくりを目指すものがユニバーサルデザインであり、静岡市のサイン整備においても、この考え方を取り入れていく。

#### ■ サイン表示内容

全ての利用者にとって分かりやすく、理解しやすい情報提供や繁雑な情報排除といった内容への配 慮、設置高や設置方向等の位置、見やすい表示デザインへの配慮が必要である。

- 見やすい高さへの設置
- 確認しやすいサイン
- 歩行者の円滑な移動に配慮したデザインや設置位置に配慮
- 分かりやすく、見やすい表示文字の大きさ・形状
- コントラストがはっきりした文字、色彩
- 適切な外国語の表記

### ■ バリアフリー化支援

全ての人々へサインだけで案内・誘導を行うことには限界があり、視覚障害者誘導用ブロックによる誘導など、移動空間において総合的な取り組みを推進する必要がある。

サイン整備において、円滑な移動が行えるバリアフリー経路の表示やエレベーター、トイレ、踏切、階段などの情報を表示内容に反映することで、市内のバリアフリー化を支援するサインとする。

## 2-2 サインマニュアルの対象範囲

サインマニュアルでは対象範囲を明確にする必要がある。サインの種類は、情報内容に加え、利用者、整備主体、設置場所、整備の目的といった、5つの視点で区分する。

- 利用者―対象とする利用者
- 整備主体―サインの設置及び管理者
- 設置場所―設置する場所
- 整備目的―サイン整備の目的
- 情報内容―表示する情報内容

公共サインの領域は、下図に示す着色部で囲まれた箇所である。

公共サインは、日常の社会生活に深く関わり、5つの視点からの分類は公共サインの複雑さを示し、 全ての公共サインを検討対象にすることは非常に難しい。

サインマニュアルの対象領域は、下図の公共サインのうち太枠着色部で囲まれた箇所、「公共・公的な機関が歩行者とドライバーのために道路や広場等に設置し、静岡市の地理案内や地域の情報提供等を行うサイン」を中心に検討を行う。

利用者	整備主体	設置場所	整備目的	情報内容
歩行者	公共·公的機 関	道路 広場	移動の手段を与える	地理的案内や誘導
ドライバー	一般事業者 (企業)	公共施設 敷地内	名称の表示	防災情報
自転車利用者	個人	私的施設 敷地内	説明・解説に よる知識の伝 達	交通機関に 関する情報
		仮設	行動を規制 (規制・禁止)	交通を円滑 にする情報
			宣伝	行動を規制する情報
	サインマニュア ルでの対象領 域		その他	広報
	公共サインの 領域			その他

3.

サインシステム

### 3-1 対象施設の抽出及び整理

### 1] サインシステムの対象

サインマニュアルでは、対象範囲を「公共・公的な機関が歩行者とドライバーのために道路や広場等に設置し、静岡市の地理案内や地域の情報提供等を行うサイン」と定めたが、「来訪者が訪れる駅、あるいは自動車で静岡市に入る起点から、目的地に到着するまでに必要となるサイン」、「移動系情報サイン」を対象にサインシステムの構築を図る。

そして、公共サインにより体系化された案内や誘導を行う施設を「公共施設、観光・文化施設、名 所旧跡」と定める。

### ■情 報 の 種 類 : 移動系情報サイン

歩行者やドライバーが、目的地へ移動するときに必要となる地 図や施設方向等の情報。地域での生活を円滑に営むために必要となる情報を示すサインは「生活系情報サイン」という。

■利 用 対 象 者 : 歩行者、ドライバー、自転車利用者

■案内・誘導の対象施設 : 公共施設、観光・文化施設、名所旧跡

■設 置 対 象 範 囲 : 静岡市全域

### ■ 標準的なサインシステムの対象区分

種類	表示情報	対象区分
①案内サイン	全市案内図、周辺案内図	A
②誘導サイン	公共施設等への誘導案内	A
③地点サイン	道路名称等への表示	В
④啓発・規制サイン	交通安全など	В
⑤解説サイン	名所旧跡の説明など	В
<b>⑥その他</b>	公共交通機関のサインなど	С

A: サインマニュアルの対象とし、デザイン等の基準を明確化する

B: サインマニュアルの対象とするが、一般的なデザイン例を示す

C: サインマニュアルを参考に、各関係機関にサイン整備を働きかける

# 3-2 サイン種別

# 1] サインマニュアルにおけるサイン種別

サインは利用者によって、「歩行者系サイン」「ドライバー系サイン」「歩車兼用系サイン」の3つに区分できる。それぞれの利用者特性に応じた情報提供をサインマニュアルでは行う。

区		サイン設置への配慮事項	
分	サインの種別	設置場所と整備概要	
	<ul><li>○ 歩行による移動が中</li><li>○ 都市部は多種多様は</li><li>ため、サインは混乱</li></ul>	心となる都市部への設置。 は建築物、屋外広告物、インフラストラクチャーやストリートファニチャーが存在する を避けるデザインとする。 のために、適切な範囲の案内地図や体系だてた情報による誘導案内を行う必要	
类	総合案内サイン	・設置場所:広域的な交通要所となる駅など、人の行動の起点となる場所	
者		・全市案内図により市域全体図表示、地域案内図は一定区域図の表示案内	
歩行者系サイン	地域案内サイン	・設置場所 :主要公共施設など、人の行動の起点となる場所や、移動拠点とな	
シ		る大規模交差点等	
		・地域案内図により一定区域図(施設、道路)の表示案内	
	施設誘導サイン	•設置場所:一般交差点等	
		・周辺街区の案内、主要施設の方向表示案内	
歩車兼用系サイン	○ 市街地の一般市道への設置。 ○ 歩行者とドライバーに必要な情報を統合して、多くのサインによる乱立を防ぎ、効果的な情報提供 行う。		
     	施設誘導サイン	・設置場所 :主に公共施設の存在する周辺の主要交差点	
シ		・歩行者とドライバーに対して、誘導案内が可能な場合、主要施設の方向、距離	
		表示案内	
ドライバ一系サイン	<ul><li>□ 国道や環状線など主要幹線道路への設置。</li><li>□ 広域的な連続性を考慮した表示内容、デザイン。</li><li>□ 車両の移動速度、視点等に配慮して、表示内容を検討する。</li></ul>		
教イン アイン	施設誘導サイン	・設置場所:広域幹線道路の交差点、施設周辺の主要交差点 ・ドライバーを対象に、公共施設への方向、距離表示案内	

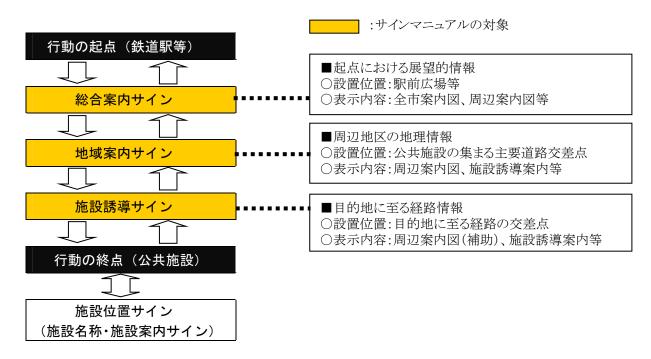
整備	目的	IZ
表示情報	地点表記(補助情報)	区分
		类
•全市案内図、地域案内図、施設名称、施設誘導	•地点町名	歩行者系サイン
	·道路名称(愛称名)	サイ
·地域案内図、施設名称、施設誘導	・地点町名	ン
	•道路名称(愛称名)	
•補助地図(周辺案内図)、施設名称、施設誘導	•地点町名	
	•道路名称(愛称名)	
		歩
		兼
		歩車兼用系サイン
•施設名称、施設誘導	•地点町名	タイン
	・道路名称(愛称名)	
		らな
La fa Lante	III hama fa	
•市名、市章	・ 地点町名	一系サイン
· 施設名称、誘導方向		
· 旭以行你、两等月刊		

### 3-3 体系化の整理

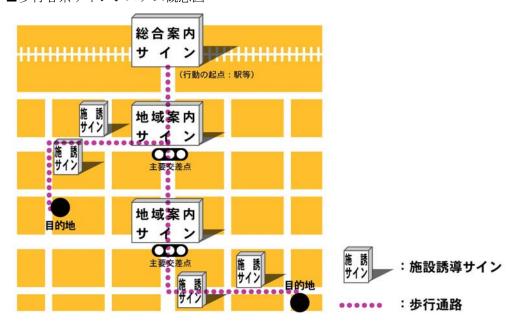
## 1] 歩行者系サインの体系化

- ・ 利用者の行動の起点である鉄道駅から目的地まで連続的に配置する。
- ・ 行動の起点を鉄道駅とし、広範囲の地図により展望的情報を示し、目的地へ向かうに従って必要な情報を示す階層配置とする。

#### ■歩行者系サインシステム



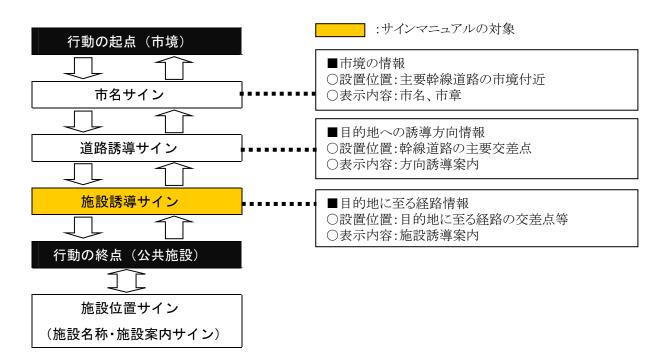
#### ■歩行者系サインシステム概念図



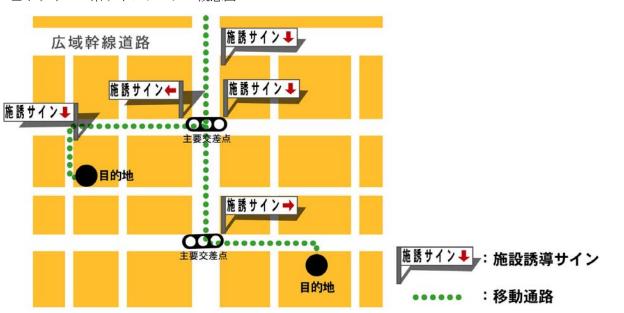
## 2] ドライバー系サインの体系化

- ・ 来訪者や施設利用者の行動の起点である市境及び適切な位置から、目的地まで連続的に配置する。
- 市外からの来訪者が多い施設は、広域幹線道路から目的地へ至る分岐点を起点とする。

#### ■ドライバー系サインシステム



#### ■ドライバー系サインシステム概念図



## 3] 歩車兼用系サインの体系化

- ・ 歩行者系サインとドライバー系サインの両方に関連する表示内容として、両方の体系化に準じた配置を行う。
- ・ 歩行者系サインとドライバー系サインの両方を設置する必要が無い場合、歩車兼用系サインを 用いることによって、設置数を減らし、事業費の縮減や景観向上に繋げる。
- ・ 本市では自転車の利用者が多く、特に郊外において案内サインの設置数が多くないため、歩 車兼用系サインを利用して、施設情報を提供していく必要がある。
- ・ 自転車利用者は、郊外から市街地へ歩行者より速い速度で移動するため、主にドライバー系 サインを補足するため主要交差点等に配置し、案内誘導を行っていく。

**4.** サインデザインの考え方

### 4-1 デザインコンセプト

## 1] デザインの基本的な考え方

公共サインは必要な情報を分かりやすく、利用しやすく案内することが基本である。利用する人々が 移動の際、快適にサインを利用できるようにするためには、サインデザインに共通性・一体性を持たせる ことが効果的である。

また、「2-1 サイン整備の目標」で定めた、「人を的確に誘導案内するための情報ネットワークの形成」 「良好な景観形成」「わかりやすいまちづくり」の目標達成のために、全てのサインに共通したデザインの 基本的な考え方及びデザインコンセプトを定める。

#### ■デザインの基本的な考え方

### ■様々な利用者へ わかりやすい機能的な情報案内を提供

- ユニバーサルデザインのサイン
  - ・ 誰にでも分かる、誰にでも見やすい、使いやすいサイン
- 機能的な情報案内
  - ・ 視覚的情報(文字、書体、色彩等)が機能的で無駄の無いデザイン
- わかりやすいサイン
  - 一番見やすい設置位置や向きに配慮し、何処にサインがあるのか直ぐに分かる形状とする

# ■品格のある 高質な 耐久性のある あきのこないシンプルなデザイン

- シンプルデザイン
  - サインは都市の景観を創る一つの要素である。主張しすぎないシンプルで品格あるデザイン
- 品格のある質の高い公共案内
  - ・ 時間の経過に対応した、質の高い、あきのこないデザインとする。市民が誇りを持てる品格ある デザイン
- 耐久性があり、維持管理の容易なサイン

### ■歴史・自然景観に調和した まち歩きを楽しくするサイン

- 様々な設置環境へ調和するデザイン
  - ・ サイン本体の基調色に配慮し、機能性・経済性・安全性から生まれる形

## デザインコンセプト

デザインの基本的な考え方を踏まえ、静岡市の地域の将来像、都市景観の構成要素である歴史、伝統文化、自然を表すしるべ(案内)として、また、静岡のみち・まちを案内する、まちしるべとして相応しいサインデザインを創出する。

# ■デザインコンセプト

『静岡の風景を創る まちしるべとしてのサイン』

#### 4-2 各種サインのデザイン

### 1]色彩

現在の道路景観は様々な色彩にあふれて、雑然とした印象を与える。サインの色彩は、まちの景観に 影響を与えるため、色彩の統一を図り、美しい景観づくりに寄与する。

## 本体の色彩

サイン本体は、装飾的な色彩、刺激的な色彩、自己主張する色彩は用いない。

設置する周辺環境との調和を図り、落ち着いた控えめな色彩、すなわち低明度で低彩度な色彩を用いる。

### 表示面の色彩

表示面は、サインの機能、情報量と視認性の関係を考慮する必要がある。例えば、道路標識の色は標識令で定められており、視認性、識別性、注意喚起等に配慮して、標識ごとに赤、黄、緑、青、白、黒色の組合せがある。

色彩は、地と図の色の組合せにおけるコントラスト(主に明度差)によって、視認性を大きく左右する。

- ・ 地の色と文字の図の色とのコントラストが大きいほど、視認性が高い。
- ・明度の類似した色の組合せは、コントラストの小さいものほど視認性が低い。
- ・ 同系色の組合せでは、暗い地に明るい図を表すと、その逆よりも図が膨張して大きく見える。

静岡市

コントラストが大きい 組み合わせは視認性が高い



暗い地に明るい図は 図が膨張して大きく見える

#### 2] 夜間の視認性対策について

公共サインは、昼夜を通じて利用されるため、照明や反射材料の使用などにより、夜間における視認性を確保する必要がある。

表示面を明るくすることは、高齢者や視覚障害者だけでなく、全ての利用者にとって夜間の行動の手がかりとして有効な方法である。

また、「道路標識令」に規定される標識は、「道路標識設置基準」において『反射材料を用いるか照明装置を施すこと』と規定されている。

以上より、静岡市の公共サインは夜間の視認性対策について以下に示す。

### 照明 [歩行者系サイン]

歩行者系サインは、サインを街路灯の周辺や夜間明るい場所に設置することを基本とする。但し、周辺に街路灯や照明が無く、夜間サインの視認が確保できず、照明の必要性が高い場合のみ、サインに照明を設置する。照明設置にあたっては、電気工事を伴い、設置後のランプ交換などのメンテナンスを行う必要がある。また、照明の使用にあたり、表示面を照らすことに加え、夜間の光の演出や昼間の照明器具の見え方など、本体のデザイン面での配慮が必要である。

## ■ 反射シート [ドライバー系・歩車兼用系サイン]

ドライバー系及び歩車兼用系サインは、表示部に反射シートを用いて、夜間の視認性対策を行う。反射シートは、光があたると反射して明るく見え、夜間走行する車両にサイン位置を知らすものである。照明施設に比べ、夜間の視認性の面ではやや劣るが、耐候性に優れ、一般道の道路標識では反射シートが一般的に用いられている。近年、景観に配慮した色彩(ダークグレー、ブラウン系色等)の反射シートもあり、本体サインの色彩に合わせて同系色の反射シートを用いることも可能である。

### 3] ユニバーサルデザインの配慮等

静岡市では、高齢化社会、福祉社会に対応して、ハンディキャップを持つ人々に対するユニバーサルデザインの配慮が求められている。特に、公共サインは視覚的な情報が基本であり、高齢者や視覚障害者等に対する配慮が必要となるため、以下のことに配慮する。

- ・ 適切な位置や向きへの設置
- ・ 見やすい高さに設置
- ・ 見やすい大きさの文字
- 色やコントラストの明快さ
- ・ 本体の安全性の高さ

#### 視覚障害者への配慮

視覚障害者に対するサインは、音声信号や視覚障害者誘導ブロック(点字ブロック)が一般的である。 近年、視覚障害者に配慮して点字案内地図や触地図等が設置されているが、指先の1cm 四方程度の 感覚でまちの空間構造を理解することは非常に困難であり、設置効果について別途検討を重ねる必要 がある。

サインマニュアルでは、高齢者に対してサイン地図の読み取りやすさ(可読性の高い文字と地の色彩コントラスト等)に配慮する。

### 聴覚障害者への配慮

聴覚障害者は、人に尋ねたり、話声表現が困難なため、特にサインのような視覚情報や言語(文字)情報が重要である。サインマニュアルでは、分かりやすく読みやすい表現に配慮する。

#### 車椅子利用者への配慮

車椅子の利用者は、健常者に比べ視点が低いため、高い位置にあるサインは視野に入りにくい。また、サインの前面に段差や植栽があると近づいて確認出来ない。従って、サインの足元は車椅子利用者等が近づけるように広く空け、車椅子を止めて安全に見られるような場所とする必要がある。

#### 外国人への配慮

外国人に配慮した言語表現としては、英語などの外国語やローマ字を日本語に併記することが必要である。また、ピクトグラム(絵文字)による表現も有効である。サインマニュアルでは、英文併記を基本とし、必要に応じて外国語併記とし、かつ全国的に標準化されている。IIS 規格のピクトグラムを基本とする。

## 子ども・高齢者への配慮

子どもは難しい漢字や、表現の複雑な文章も理解しにくいので、文化財などの解説文は読みやすくする工夫が必要である。歴史資源の解説文(案内)では、必要に応じて「ひらがな」による振り仮名を併記することが望ましい。また、車椅子利用者と同様に視点が低いため、高い位置のサインは視野に入りにくいため、設置位置にも配慮する必要がある。

高齢者には、上記の様々な障害が複合していることを考慮する。

サインマニュアルでは、上記のユニバーサルデザインに配慮して進めていくが、サインのみでハンディキャップを持つ人の誘導・案内システムを構築することには限界がある。点字ブロックによる誘導など、道路全体、街全体で総合的なユニバーサルデザインに関する整備が不可欠であり、そのための体制と環境づくりが重要である。

## 4] サインデザインの検討

# サイン本体の成り立ち

### ■歩行者系サイン

- · 歩行者系サインの全てに統一感があるデザインとする。
- ・ 歩行者の安全性に配慮し、端部の突起物が少ない形状とする。
- ・ 色彩は、ドライバー系サインの支柱色と統一感のある色彩とする。
- ・ サイン設置位置の現在地住所を表示し、通り名称や道路愛称など、利用者に分かりやすい位置情報を表示する。
- ・ 地図を主体とした公共施設等の誘導案内を目的とする。
- ・ 周辺案内地図は、道路網や施設配置が複雑となる中心市街地等での使用を基本とする。

種別	案内情報	概  要
	全市案内地図	市域全体の道路網や交通機関網、公共施設配置などを表示
総合案内	地域案内地図	現在地を中心に 1.0km四方の範囲を詳しく案内
サイン	施設誘導	移動の手がかりになる主要施設の「方向」を指示
	その他の情報	駅前広場案内図など、サインの設置場所に応じた情報を適宜表示
地域案内	地域案内地図	現在地を中心に 1.0km四方程度の範囲を詳しく案内
サイン	施設誘導	移動の手がかりになる主要施設の「方向」を指示
施設誘導	周辺案内地図	現在地を中心に 800m四方程度の範囲を詳しく案内
案内サイン	施 設 誘 導	移動の手がかりになる主要施設の「方向」を指示

### ■ ドライバー系サイン

- ・ ドライバー系サインは、道路標識設置基準により定められた一定の基準(記載内容や色彩、文字書体等)に準拠し、既存の標識類との整合を図る。
- · F型支柱を基本としたシンプルなデザインとする。
- ・ 表示板の支柱アーム部は、道路幅員、街路樹の有無により、張り出す長さや表示板の視認性に配慮する。
- ・ 表示板面の裏側は、経済性を考慮してアルミ板の素材感をそのまま活かす。
- · サインの支柱色は歩行者系サインと統一感のある色彩とする。

種別	案内情報	概要
ドライバー系	施設誘導	・移動の手がかりになる主要施設の「方向」と「距離」を表示
施設誘導		・掲出可能な施設数は最大4施設
サイン		
市名サイン	市 章	市のアイデンティティを表すものとして表示
川石リイン	市 名	「静岡市」と表示

### ■歩車兼用系サイン

- · 歩行者系サイン、ドライバー系サインと一体的な統一感のあるデザインとする。
- · 色彩は、ドライバー系サインの支柱色と統一感のある色彩とする。
- ・ ドライバーからの視認性を考慮して、表示板面は道路に対して直角とする。
- 市内の様々な道路空間に対応できるように、縦型と横型のタイプとする。

種別	案内情報	概  要
歩車兼用系	施設誘導	・移動の手がかりになる主要施設の「方向」と「距離」表示
施設誘導		・縦型:掲出可能な施設数は最大2施設
サイン		・横型:掲出可能な施設数は最大3施設

5.

表示デザイン基準

#### 5-1 文字表記

## 1]表記情報の考え方

サインの表示面に表示される文字図形について基本的な考え方を示す。表示面の情報は、情報の 重要度によって序列を明らかにして、表現に強弱をつけて分かりやすくする。

- ・ 情報を見やすい位置に表示
- ・ 遠方からも情報が見えるように大きく表示
- ・ 情報を大きさ、量、色等によって優先順位を明確にして、視認性を高める

## 2]日本語表記

日本語表記は、主に施設の正式名称による名称表記を行う。施設の正式名称が長いものは、サインではわかりにくくなるため、必要に応じて簡略化する。

ただし、日常的に正式名称と異なって呼称されるときや愛称名等があるときは、長期的な視野に立って混乱を招かない名称を設定していく必要がある。

#### ■ 基本原則

- · 名称表記は、誤読、誤解が無いように読み取りやすさに配慮する。
- · 同じ表示対象が、場所によって違った表記を行わない。
  - 例) マビック静岡市視聴覚センター/マビック/視聴覚センター ⇒マビック視聴覚センター
- ・ 現代仮名づかい、国文法による表記を行う。数字は算用数字、固有名詞はこの限りではない。
- ・ 年号は西暦による表記を行う。 必要に応じて日本年号を併記する。
  - 例) 2006年、2006年(平成18年)
- ・ 地名、人名など読みにくい漢字には、必要に応じて「振り仮名」を併記する。

#### ■ 地点名称

- 既設標識や駅、バス停留所等で使用されている名称と混同が起こらないようにする。
- · 道路上の特定地点名称は、伝統的な名称、漢数字による町丁目方式を用いる。
- なお、地点名称には、各区(葵区、駿河区、清水区)まで表示する。

### ■ 道路名称

・ 道路名称は、都市計画道路名、日常的な愛称名のほか、新しく設定される愛称名、緑道、コミュニティ道路等の中から最適な名称を選定する。

## ■ 施設名称

- ・ 基本的な名称表記は、正式名称を使用する。しかし、対象とする施設名称が長すぎるものは、 サインとして分かりにくくなるため、識別ができる短縮した名称表記を用いる。
- ・ 静岡市が設置する施設は、基本的には「静岡」を省略する。
- ・ 日常的に呼称されている名称が、正式名称より理解されやすい愛称名、通称名は、それを用い る。
- ・ 総称する名称がある場合、「総称名」で表記する。尚、一つの施設(建物)に、複数の施設が含まれる場合、公共利用の高い施設、一般に良く知られた施設名称を代表して表記してよい。
- ・ 施設名称のうち、アルファベット名称が日常的に呼称されている場合、それを用いてもよい。
  - 例) JR、NTT、NHK、等

### 3] 外国語表記

現在、サインへの外国語併記が一般的となっており、日本語と共に英語(ローマ字)の併記が多く、地域によって中国語、ポルトガル語、韓国語等を併記している事例もある。しかし、限られたサイン表示面内で外国語を複数併記すると、煩雑で分かりづらいサインになる恐れがある。従って、サインマニュアルにおける外国語併記は、国際語として最も一般化している英語(ローマ字)併記を基本とし、ピクトグラム(絵文字)の活用によって複数の外国語に替える。但し、今後、地域の状況に応じ、その他外国語の併記及びひらがなの付記などに配慮する。

外国語表記は、言語を用いる外国人利用者にとって「意味」を理解できるように表示することが重要である。例えば、「~大学」を英語表記する場合、「~daigaku」とローマ字で表示するより「~University」と英語表示するほうが、より多くの利用者が理解できる。

なお、案内誘導する上で重要な情報となる施設名称、凡例等については、原則として日本語、英語、中国語、韓国語による4ヶ国語表記を行う。

#### ■ 基本原則

- ・ 全ての名称表記に英語を併記することを基本とする。
- · 英語及びローマ字併用表記は、「道路標識設置基準・同解説(社)日本道路協会」に準拠する。
- ・ 固有名詞は「ローマ字」、普通名詞は英訳によって表記する。
- ・ローマ字表記は「ヘボン式」を用いる。
- ・ 表記は大文字で書き出し、小文字をつづりとする。
- ・ 施設名称においては、正規の英語名称に従う。
- ・ 施設名称の英文が長すぎる場合や表記スペースが無い場合、略語表記を用いたり、英文表記 をなくしてもよい。
- ・ 外国語表記において、特に外国人の利用が多い主要施設、外国人が必要とする主要施設については、必要に応じて外国語の併記をする。但し、見やすさを損なわないよう配慮する。
- ・ 特に重要な施設名称等は、**日本語、英語、中国語、韓国語**による4ヶ国語表記とする。
  - 例)「JR 静岡駅」・「新静岡駅」・「静岡市役所(葵区役所)」・「静岡県庁」・「駿府公園」・ 「現在地」など

#### ■ 表記基準

- ・ 普通名詞の部分は英訳して表記する。
  - 例) 静岡市役所: Shizuoka City Hall (ローマ字表記 Shiyakusyo は使わない)
- · 固有名詞の部分はヘボン式ローマ字で表記する。
  - 例) JR 静岡駅: JR Shizuoka Station (JR Shizuoka はローマ字表記、Station は英歌表記)
- · 山・河川名称はすべて Mt.+ 固有名詞、固有名詞 + River と表記する。
  - 例) OO山: Mt. OO OO川: OO River
  - 参考) 「立山」、「野川」を例とすると、-yama、-gawa (kawa) が固有名詞の一部となっているため、「Mt. Tate」、「No River」では意味が通じない。 この場合、「Mt. Tateyama」、「Nogawa River」とすることが望ましい。ただし、上記の例によらない表記法が定着している場合、この限りではない。「富士山」:「Mt. Fuji」
- ・ 橋梁名称はすべて固有名詞 + Bridge と表記する。
  - 例) 〇〇橋: 〇〇 Bridge 、もしくは 〇〇bashi(hashi) Bridge
  - 参考)「日本橋」を例とすると、-bashi が固有名詞の一部とみなされ、「Nihonbashi Bridge」とすることが望ましい。
- ・ 道路名称は、国・県との整合を考慮し、基本的に**固有名詞 + Road** と表記する(各道路において適切な表記を選択する)。
  - 例) 北街道: Kita-kaido Road
- ・ 通りの名称は「road」を固有名詞とハイフンで結ぶ。「road」のあとに「Av.」「St.」はつけない。
- ・ 区・町名は英訳せずローマ字表記とし、「ku」「cho」「machi」を固有名詞とハイフンで結ぶ。
  - 例) 葵区: Aoi-ku、 御幸町: Miyuki-cho、

呉服町二丁目: Gohuku-cho 2-chome

- バス停名は、普通名詞も含めてローマ字表記する。
  - 例) 市役所前: Shiyakusyo-mae
  - 参考) バス停の表記はバスの表記やアナウンス等と合わせる必要があるため、現状ではローマ 字表記が望ましい)

・ 駅名、バス停名は、英語名を併記したほうが分かりやすい場合は、()書きが望ましい。

例) 美術館前: Bijutsukan-mae(Art Museum)

・ 施設名が長いつづりで読みにくい場合、必要に応じてハイフン(-)を用いる。

例) 郷土の森 : Kyodo-no-mori

・ 施設名称は正式な英訳を基本とする。ただし、英語に慣用化されている略語がある場合、サイン表示面の煩雑化を防ぐため、これを用いてもよい。但し、固有名詞は省略形を作成しない。

例) 小学校: Elem. School、 中学校: Jr. H.S. 、 高等学校: H.S. 、大学: Univ. 、

病院: Hosp. 、〇〇協会: 〇〇Ass n. 、 デパート: Dept. Store 駅: Sta. 、

ビルディング: Bldg. 、 静岡県: Shizuoka Pref. 、 体育館: Gym 、

高速道路: Expwy. 、 川: Riv. 、博物館/美術館: Mus. 等

※ 省略形の後には原則として「. (ピリオド)」をつける。 但し、Gym 等は除く。

4ヶ国語表記をする下記の施設について、中国語、韓国語は以下のように表記する。

#### <中国語>

JR静岡駅 JR静冈站

新静岡駅 新静冈站

静岡市役所(葵区役所) 静冈市役所(葵区役所)

静岡県庁 **静冈县厅** 駿府公園 **骏府公园** 

現在地 现在所在地

#### <韓国語>

JR静岡駅 JR시즈오카역

新静岡駅 신시즈오카역

静岡市役所(葵区役所) 시즈오카시청(아오이구청)

静岡県庁 시즈오카현청

駿府公園 순平공원

現在地 현재지

#### ■ ヘボン式表記法

_	_							_	
あ	11	う	え	お	a	i	u	е	0
カュ	き	<	け	λJ	ka	ki	ku	ke	ko
さ	し	す	せ	そ	sa	shi	su	se	so
た	5	つ	て	ح	ta	chi	tsu	te	to
な	に	ぬ	ね	の	na	ni	nu	ne	no
は	ひ	Ş	>	ほ	ha	hi	fu	he	ho
ま	み	む	め	t	ma	mi	mu	me	mo
P		ゆ		よ	ya		yu		уо
ら	り	る	れ	も よ ろ	ra	ri	ru	re	ro
らわ		をぐ		ん	wa		WO		n
が	ぎ	ぐ	げ	Ć	ga	gi	gu	ge	go
ざだ		ず	ぜ	ぞ	za	ji	zu	ze	ZO
だ	ぢ	つ う	で	ど	da	ji	zu	de	do
ば	び	ぶ	ベ	ぼ	ba	bi	bu	be	bo
ぱ	ぴ	స్	~	ぽ	pa	pi	pu	ре	po
きゃ		きゅ		きょ	kya		kyu		kyo
しや		しゅ		しょ	sha		shu		sho
ちゃ		ちゅ		ちょ	cha		chu		cho
にや		にゅ		にょ	nya		nyu		nyo
かり		ひゅ		ひょ	hya		hyu		hyo
みや		みゅ		みよ	mya		myu		myo
りや		りゅ		りよ	rya		ryu		ryo
ぎゃ		ぎゅ		ぎょ	gya		gyu		gyo
$\mathcal{O}$		じゅ		じょ	ja		ju		jo
びや		びゅ		びょ	bya		byu		byo
ぴゃ		ぴゅ		ぴょ	pya		pyu		руо

はねる音「ん」はnで表す。ただし、m、b、p の前ではmを用いる。

例) 神明町 : Shimmei-cho

・ はねる音を表すnに続く母音字、およびyと を切り離す必要がある場合は、nの次に 「一」を入れる。

例) 新中町 : Shin-nakacho

- ・ つまる音は、最初の子音を重ねて表すが、 ただし、次にchが続く場合はcではなくtを 用いる。
- 長音を表す「一」、「^」、「h」は使用しない。例) 鷹匠 : Takajo ←Takajho-×
- ・ 文の書き始め、固有名詞は、語頭を大文字 で表す。尚、固有名詞以外の名詞の語頭を 大文字で書いてよい。

例) 駿河区役所 : Suruga Ward Office

#### 5-2 文字と図形

#### 1]タイプフェイス(基本書体)

- · サインに表示する基本書体は、視認性に優れた文字であることが基本となる。
- ・ 和文書体と英数字書体は、一体となって併記するため、組合せがよい書体を採用する。

#### 2]和文書体

- ・ 和文書体には明朝系とゴシック系の2つの系統があり、それぞれに特徴や太さの異なる多数の 書体が存在する。
- ・ 明朝系の書体は毛筆の特徴を模しており、一般に縦線に比べ横線が細いため、遠方からの視 認性には劣る。
- ・ ゴシック系の書体は、文字の線幅がほぼ一定で可読性に優れている。ゴシック系の書体には大きく分けて「丸ゴシック書体」と「角ゴシック書体」があるが、文字にメリハリがあり、より可読性に優れた角ゴシック書体「ヒラギノ」を和文書体として用いる。
- ・ 角ゴシック書体「ヒラギノ」は、文字間のバランスがよいため文字が認識しやすく、線の止めやは ねによる伝統的な筆文字の美しさのある、情感豊かな書体である。

# 静岡市役所 静岡市役所

丸ゴシック書体

角ゴシック書体

# 静岡市医療福祉センター

和文書体:角ゴシック「ヒラギノ」

■長体及び平体の調整

静岡市役所 中央公民館・女性会館(アイセル21)

[正体]

静岡市役所 中央公民館・女性会館(アイセル21)

[長体 90%]

静岡市役所 中央公民館・女性会館(アイセル21)

[長体 80%]

#### 3] 英文・数字書体

- 英文書体でサインに良く使われるものとしては「ヘルベチカ」があるが、文字間や小文字のスペーシングを比較して、さらに可読性に優れた書体を選定する。
- ・ 「ヘルベチカ」に比べ文字間が大きく、小文字の「i, j, l」のスペーシングが広い書体である、「ユニバース」を英文書体とする。
- ・「ユニバース」は和文書体の「ヒラギノ」と併記した際、相性が良い書体である。
- · 数字は英文に準ずることが基本であるため、「ユニバース」を数字書体とする。
- ・ レイアウトは書体で組まれた正規の文字間隔を基本とする。標準書体がスペースに納まらない場合、「ユニバース コンデンスド」を使用する。
- ・ 距離表示は「ユニバース コンデンスド」を使用する。
- ・ 日本語に英文を併記する際は「ユニバース コンデンスド」を使用する。
  - ■ヘルベチカ

## ABODEFGhijklmn0123456789

■ユニバース

## ABCDEFGhijklmn0123456789

- 英文・数字書体:「ユニバース」
- ○ユニバース 55 ローマン

# ABCDEFGHIJKLMNOPQRSTUVWXYZ abcdefghijklmnopqrstuvwxyz 0123456789

○ユニバース 57 コンデンスド

# ABCDEFGHIJKLMNOPQRSTUVWXYZ abcdefghijklmnopqrstuvwxyz 0123456789

文字サイズは以下の点線内のサイズとする。

# 

#### 4] 文字の大きさ

- ・ 文字の大きさは、視力の低下した高齢者等に配慮して適切な大きさを選定する。
- ・ ドライバー系サインは道路標識令に基準が示されているため、これに準拠する。
- ・ サインに用いる文字は、旅客施設ガイドライン(「公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン 2002年8月」以下、旅客施設ガイドラインとする)の視距離1~2mの文字高の約1/2の大きさとする。(和文文字高:5mm以上、英文文字高:4mm以上)

#### ■参考:文字の大きさの目安

・ 旅客施設ガイドラインでは、両眼矯正視力 0.5%を想定し、それぞれの視距離から判読できるために必要な文字の大きさを定義している。

#### ○視距離と文字の大きさの目安

視距離	和文文字高	英文文字高
30mの場合	12cm 以上	9cm 以上
20mの場合	8 cm 以上	6 cm 以上
10mの場合	4 cm 以上	3 cm 以上
4~5mの場合	2 cm 以上	1.5 cm 以上
1~2mの場合	0.9 cm 以上	0.7 cm 以上

※一人で出歩ける高齢者の大半を対象とするため、視力は 0.5 程度に設定する。

出典: 「地図を用いた道路案内標識ガイドブック」2003年11月 (財)道路保全技術セン

ター

■静岡市サインに用いる文字の大きさ (表示板内の文字。地図は含まない。)

種別		和文	英文	ピクトグラ ム	用途
ドライバ	ドライバー	200. Omm	100. Omm	300. Omm	ドライバー系サインの施設名等(道路
一系	表記	200. 0111111	100. Ullill	300. OIIIII	標識令基準値)
歩車兼用 系	兼用表記	120. Omm	65. Omm	230. Omm	歩車兼用系サインの施設名等
	地点名	45. Omm	25. Omm	65. Omm	案内板裏面の地点名・通り名
歩行者系	町名	30. Omm	20. Omm	_	案内板裏面の町名
	誘導表記	27. 5mm	14. Omm	45. Omm	案内板表面の誘導施設名

■歩行者系案内図における表記(地図内の文字高)

	種別	和文	英文	ピクトグラム	用途
	表題	35. Omm	25. Omm	_	表題名称
	凡例部表示	7. Omm	5. 5mm	16.5mm	凡例部施設名等
歩	特大サイズ	18. Omm	14. Omm	_	県名、市町村名、群名、区名等
歩行者系案内図	大サイズ	9. Omm	7. Omm	16.5mm	特に重要な施設名称等
糸案	中サイズ	7. Omm	5. 5mm	16.5mm	施設名称、町名、丁目等
図	小サイズ	_	5. Omm	_	番地等
	最小サイズ	5. Omm	4. Omm	12. Omm	橋梁名、交差点名、バス停名、駅名等

<sup>※</sup> 文字、記号等は、すべて高さ方向のサイズにて指定する。

#### 5] 距離表示

- ・「道路標識設置基準」では、kmの「K」はローマ字の大文字とし、「m」は小文字とすると定めているが、英文の略語・省略形の表記法では「km」と小文字で表示する。(表記法と組版原則 通称:ハーツルール オックスフォード大学出版局より)
- ・ 静岡市のサインは、「ドライバー系施設誘導サイン」、「歩車兼用系施設誘導サイン」の距離表示を小文字表記の「km」、「m」とする。

#### ■ドライバー系施設誘導サイン

- ・ 距離数は、四捨五入して「km」単位で表示する。尚、1km未満は、100m単位で「m」表示する。
  - 例) 300m、900m、1km、1.5km、5km、10km

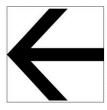
#### ■歩車兼用系施設誘導サイン

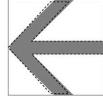
- ・ 距離が 200m未満の場合、10m未満を四捨五入して 10m 単位で表示する。尚、200m以上の場合、100m未満を四捨五入して 50m 単位で表示する。
  - 例) 20m、120m、250m、300m、450m、500m

#### 6] 矢印表示

・ 矢印は、JIS 案内用図記号(JIS Z 8210)で定められた記号をもとに、矢印の先端を丸めることで、表示板面の中で矢印をより大きく表示する。

#### ■矢印

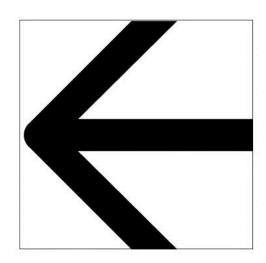






JIS 案内用図記号 ———▶

本サインマニュアル による矢印図記号

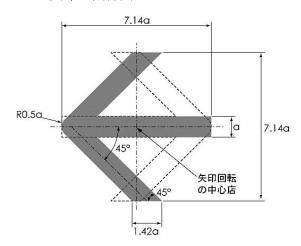


#### ■矢印の種類と優先順位

- ① 前方向
- ② 右斜め前方向
- ③ 右方向
- ④ 右斜め後方向
- ⑤ 左斜め前方向
- ⑥ 左方向
- ⑦ 左斜め後方向
- ⑧ 後方向

# イドイ ア ア ナ ア ナ

#### ■矢印の割付図



#### 7]ピクトグラム等の表記

- ピクトグラムは、視認性に優れていることから瞬時に伝達できる記号であり、文字を補う機能のほ か国際的な伝達機能も持っている。
- ・ 慣習化されていないピクトグラムは、理解度が低く、間違った情報伝達につながる。特に街特有 のピクトグラムは、上記の欠点が現れやすい。また、ピクトグラムの理解には、ある程度の慣れが 必要であり、形の完成度とともに、その普及率も理解度に密接に関わってくる。

#### ■基本となるピクトグラム: JIS 案内用図記号

- サインマニュアルでは、全国で標準的に利用されており、理解度やデザインの完成度が高く、 著作権が開放されている JIS 案内用図記号の使用を基本とする。
- ・ JIS 案内用図記号は、個別の施設を表す記号はほとんど無く、静岡市の公共施設等を表現する ためには新たにピクトグラムを作成する必要がある。尚、新しいピクトグラムは、JIS 案内用図記 号の考え方に沿って作成する。

#### ■ JIS 案内用図記号:施設表記例







警察



陸上競技場

JIS 案内用図記号で「推奨度 C」の記号は、基本的な考え方を変えずに、適宜、形状を変更して 用いることが可能である。

#### ■ 例:「公園」のピクトグラムを「海浜公園」に変更











海浜公園

- ・ JIS 案内用図記号の最小寸法は、視距離1.0mのサインに用いる場合、35mm 角と定められてお り、サインや案内地図に用いる場合は順守する。
- ・ JIS 案内用図記号に記載が無い施設のピクトグラムは、JIS 案内用図記号の考え方に沿って適 官形状を変更して作成することが可能である。

#### ■ピクトグラム分類と使用方法

- ○一般的な施設の表記 (案内所、駅、タクシー乗り場など)
  - · JIS 案内用図記号で定められたピクトグラムのみを使用する。

#### ■ JIS 案内用図記号の一







鉄道駅

タクシー乗り場

- ○特定の公共施設の表記 (静岡市役所、図書館、消防署、コンベンション施設など)
  - ・ 一般的に理解度や利用頻度の低い記号は、文字による補助表示を必要として、図記号単独で の使用は避けるよう JIS 案内用図記号に明記している。静岡市にある多くの公共施設がこれに 該当しており、新たにピクトグラムを開発する際には、以下のことに十分注意する。
  - ・ 利用頻度が高く、不特定多数の人が訪れる静岡市の特に重要な公共施設に限定して、新たに ピクトグラムを作成する。
  - 施設のわかりやすさ、視認性、デザインの統一感、ピクトグラムとしての実用性などにおいて、 JIS 案内用図記号との整合を図る。
    - 施設の利用形態、提供するサービスの種類を表現したピクトグラム例





図書館



消防署

建物の外観を図形化したピクトグラムは、認知の範囲が静岡市民に限定され、来訪者への認知 度は低くなる。よって、建物を図案とする場合、表示内容の特徴や機能をイメージ的に表現し、 瞬時に判断できるデザインとする。



※建物の外観の特徴を表現した ピクトグラムは認知度が低い



浅間神社



城址 (駿府公園等)

※施設の利用形態、提供するサービス の種類を表現したピクトグラムの例

#### ■本市の公共施設等に用いるピクトグラム (案)



体育館



動物園



羽衣の松、三保の松原



公園



清水マリンパー



神社



寺院



城址



図書館



消防署



清水港



档貨呂夸



吐月峯柴屋寺



登呂博物館



浅間神社



コンベンション施設

6.

サイン基本デザイン

#### 6-1 基本デザイン例

サインは利用者を円滑に誘導するため、わかりやすい形状と色彩を用いることが最も重要である。次にサインは周辺環境やまちの空間の質を左右する要素となるため、設置環境に応じた景観面への配慮が望まれる。

#### ■基本デザインと個別デザイン

マニュアルでは、基本的な設置デザイン例を示す。これを基本として、サインの設置される様々な周辺環境に対して素材や形状の見直しを行う。

また、標準デザイン例が根本的に適さない場合には、次章に示す表記基準を満たしながら、設置環境に調和するような個別のデザインを検討する。

#### ■使用カラーについて

静岡市は、南アルプスや駿河湾などの豊かな自然と長い歴史を持つまちである。また、平成 17 年 4 月には政令指定都市に移行したことを受けて、強固な都市基盤や世界の静岡市としてのブランドイメージを形成していくため、さまざまな方面から整備を進めている。

そのため静岡市に設置するサインは、認識しやすく周辺景観と調和するシンプルなデザインで、まちの品格を高めるようなものが望まれる。そこでサイン本体は、「視認性」「景観性」「まちの質」に配慮しながら、濃さの異なる 2 色のグレーを基調色として使用する。また、地図表示面は、見やすさや分かりやすさに配慮した黄色、緑色等を基調色とする。

#### 1]歩行者系サイン

歩行者系サインは、主に駅周辺や中心市街地に設置される。はじめて静岡市を訪れる人をはじめ多くの歩行者によって利用されるサインであり、認識しやすく、かつ、街の景観と調和するものとする。

#### ■デザインの考え方

まちしるべとしての主柱や案内地図の支柱は、構造物の重さを和らげた多角形態によるモダンかつ洗練された造形を施し、静岡の景観に調和するデザインとする。また、サイン表示板は、静岡のまちと調和するために透過して見えるガラスを使用し、軽快な印象としている。

#### ■仕様

サイン表示板にはガラスを使用し、印刷シート貼りによる情報表示をする。本体は高質で耐久性のある鋼材を使用し、耐久性のある塗装を施す。また強度や精度を要求する箇所やデザイン的なポイントにはステンレス材を使用する。

- ・ 透過性:都市景観との調和、構造物の存在感の緩和
- ・ まちの風景と溶け込む:あきのこないデザイン、主張しすぎない、質が高い
- ・ 経済性:ガラスに溶剤等を使用できるため落書き等のメンテナンス対策にも配慮
- ・ 一体感:ガラス特有の材質感を活かし、品格ある都会的な洗練されたイメージを創出

#### ■表示板の位置、大きさの基準

子どもから大人、車椅子利用者などが利用しやすい高さとなるように、下記の基準を設定する。

- 表示面の中心高: 床面からの高さ1,250mm 程度
- · 表示面の高さ : 床面からの高さ710mm~2,140mm 程度
- · 同時に見る表示面の横幅: 最大で2,700mm程度

※参考:建築資料集成3集(日本建築学会編)

地図を用いた道路案内標識ガイドブック(財団法人道路保全技術センター編集・発行)

#### 2] 歩車兼用系サイン

歩車兼用系サインは、市内全域に数多く設置される。歩行者とドライバーの両者にとって視認しやす く、かつ、機能的・経済的なデザインとする。

#### ■デザインの考え方

3 枚の板を挟み込む形状であり、サイン情報面は両面使用することができる。また、3 枚の板をずらした配置や各区の色のポイント的な使用により、動きや立体感が生まれ、都市景観を特徴づけるシンプルなデザインとする。

#### ■仕様

- · サイン情報板は、一般的な道路標識に用いられているアルミ板を使用する。
- ・ 支柱は、経済性に配慮してスチール亜鉛メッキの上、静電粉帯塗装(グレー系)を施す。
- ・ 表示面は反射シート貼りとし、コストの低減とメンテナンス性を高める。

#### ■表示板の位置、大きさの基準

歩行者とドライバーの両者の視認性を考慮しつつ、歩道空間への圧迫感の少ないものとするため、下 記の基準を設定する。

· 表示板下端の設置高さ: 横型標準 2.65m

· 縦型表示板の高さ : 縦型標準 3.5m以上

· 表示文字(和文)のサイズ:標準 12cm(最低 10cm以上)

※参考: 道路標識設置基準、旅客施設ガイドライン (公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン)

#### 3] ドライバー系サイン

ドライバー系サインは、すでに市内外に数多く設置されている。歩行者系サイン、歩車兼用系サイン に調和するようにデザインすることで、統一感のある道路景観が創出できる。

#### ■デザインの考え方

市外との広域的な連続性を保つ必要があるため、既存の道路標識の形状をベースとする。歩行者系サイン、歩車兼用系サインと情報板の掲載方法を整合させ、本体の塗装色はグレー系とすることで統一感を高める。

#### ■仕様

- サイン情報板は、一般的な道路標識に用いられているアルミ板を使用する。
- ・ 支柱は、経済性に配慮しスチール亜鉛メッキの上、静電粉帯塗装(グレー系)を施す。
- ・表示面は反射シート貼りとし、コストの低減とメンテナンス性を高める。

#### ■表示板の位置、大きさの基準

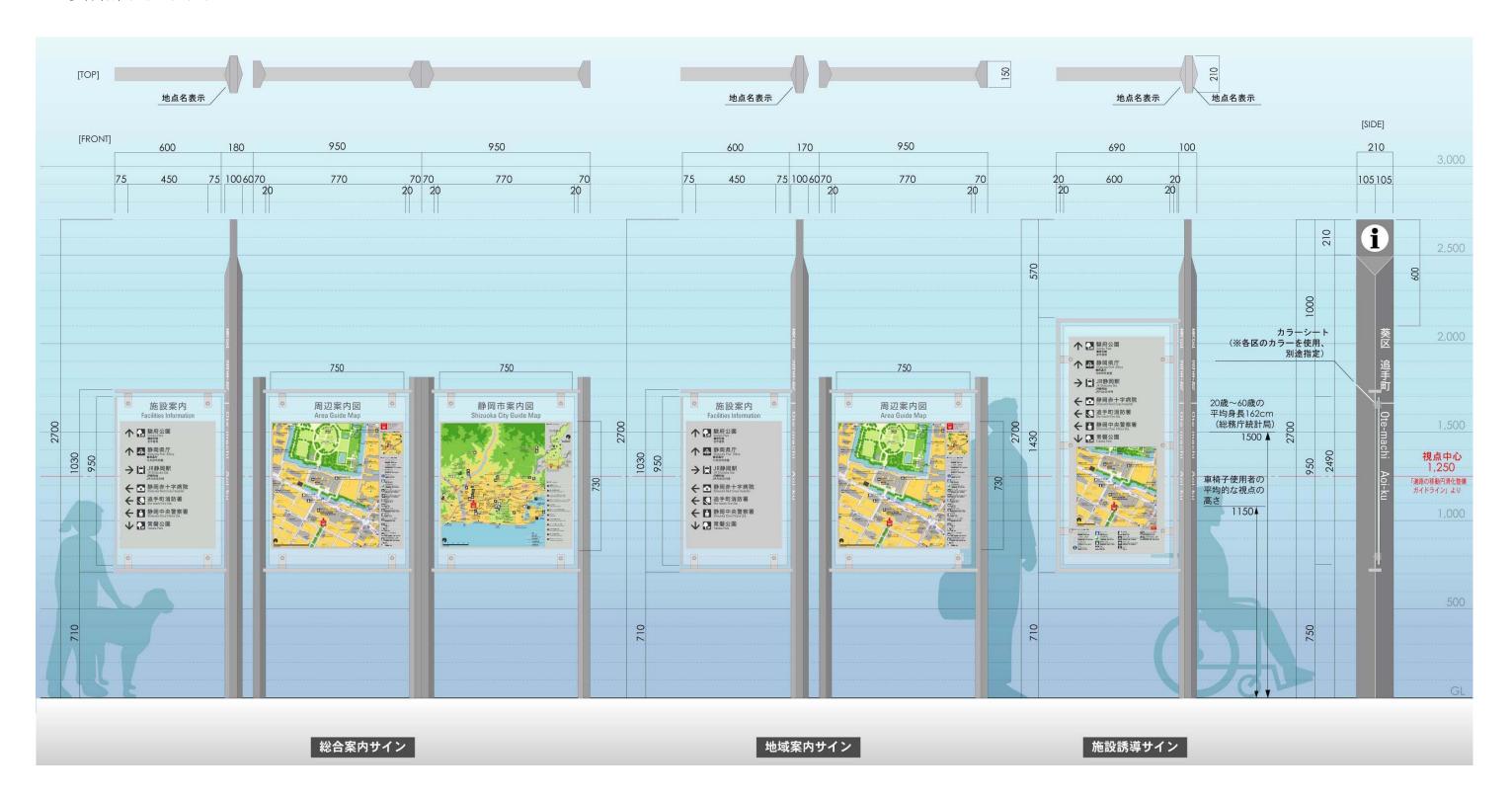
道路法に基づく「道路標識、区画及び道路標示に関する命令」により道路標識設置基準が定められており、これに整合したものとする。

- · 表示板下端の設置高:標準5.0m(最低4.7m以上)
- ・ 表示文字(和文)のサイズ:20cm以上(設計速度により異なる)

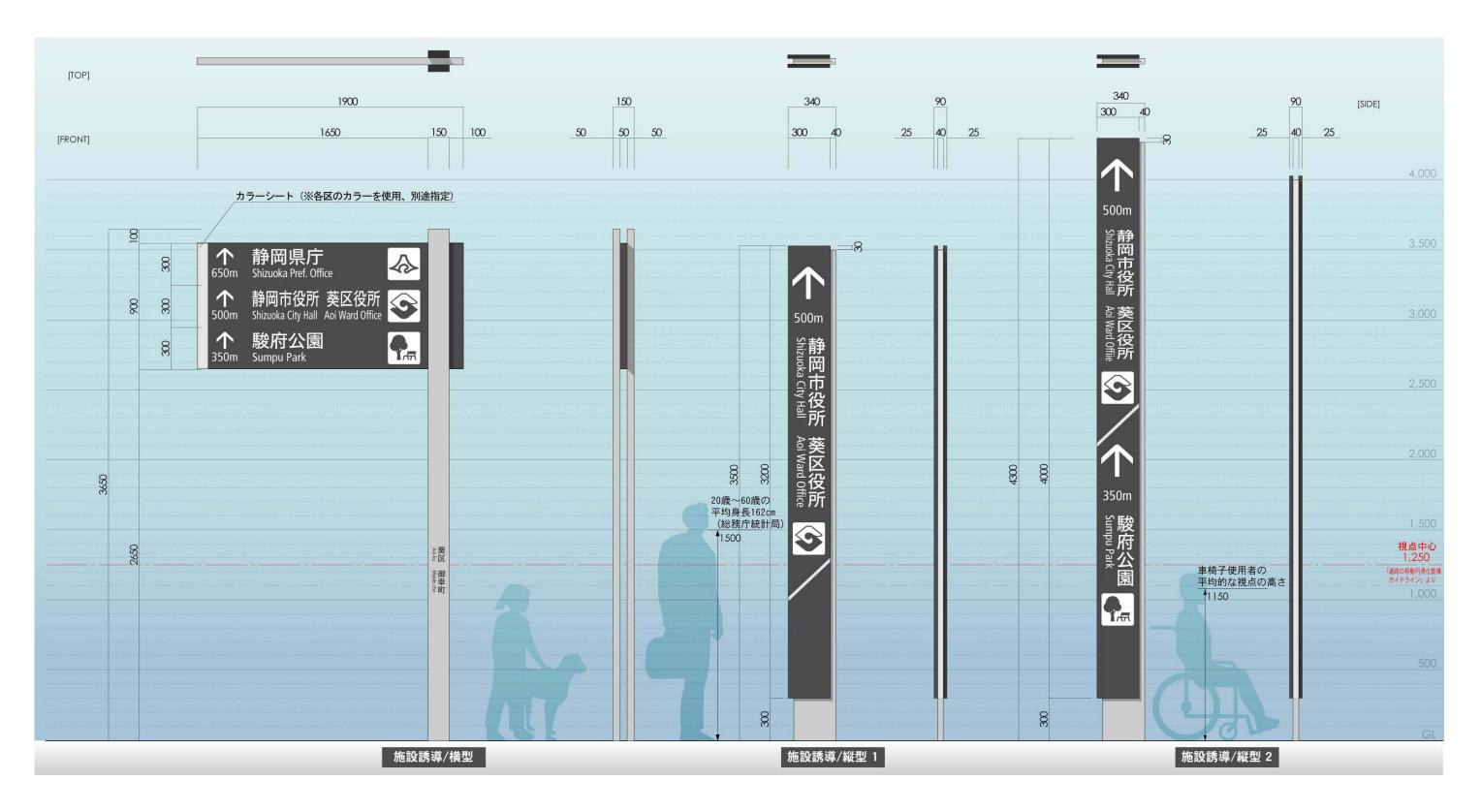
※参考:道路標識設置基準、旅客施設ガイドライン

#### 6-2 サイン基本デザイン

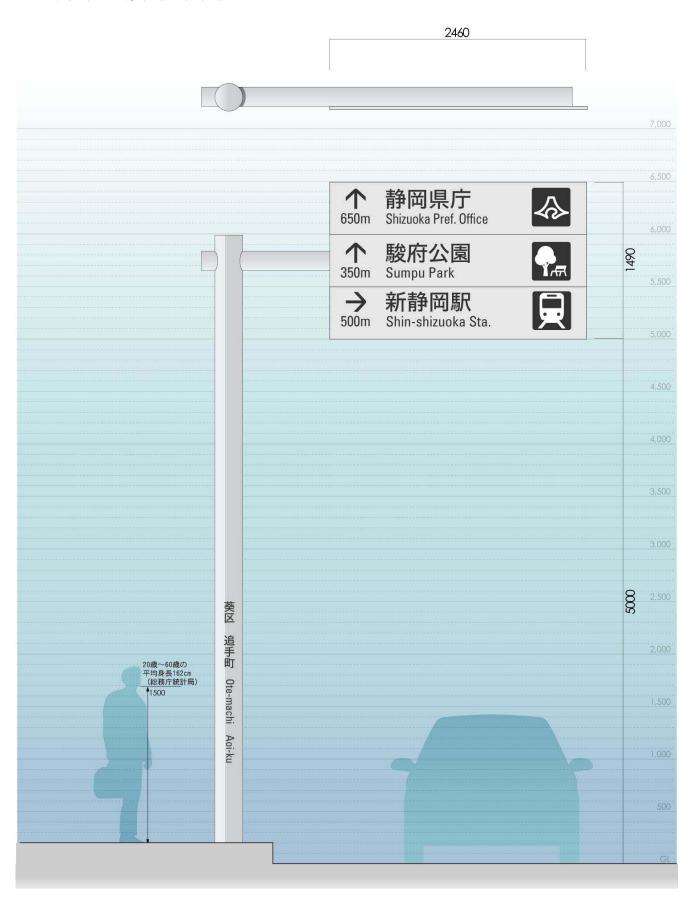
#### ■歩行者系サインデザイン



#### ■歩車兼用系サインデザイン



#### ■ドライバー系サインデザイン



7.

地図情報掲載基準

#### 7-1 全市案内図の掲載基準

全市案内図は、主に市外からの来訪者がまち全体の構造や交通機関の路線網などを理解するための広域案内図である。

#### ■ 全市案内図 基本原則

- 1. 市内の中心市街地を案内するもので、静岡市への来訪者が交通ターミナルなどで市内交通と主要施設の所在についての情報を得ることを目的とする。
- 市内の中心市街地の案内を主体とする。
- 市内全域は、広域図にて概要を案内する。
- 鉄道路線は主要路線を掲載する。
- ・ 道路は、広域的な移動に必要となる主要幹線道路と主な市道について掲載する。
- ・ 道路相互、道路と鉄道などの立体交差部については、実際の上下関係を重視して表現する。
- ・ 案内する施設は、市外からの来訪者を対象とした場合に必要となる静岡市の主要な公共施設 と観光施設等とする。
- ・ 市域外の情報は限定し、静岡市に隣接する市町村の名称と鉄道路線や広域的な道路の表示 を地図スペースに入る範囲で表記する。
- 2. ベース図は、静岡市都市計画図一般図(1:25,000)を使用し、縮尺は1:35,000程度とする。
- ・ 地勢は平面的な表現とし、山地については地図の色数を抑えて、色の塗り分けによる地形表現とする。
- 3. 全市案内図は常に北上位とし、サインの設置位置に合わせて方位を調整しない。
- 4. 地図中に現在地点を分かりやすく表示する。
- 5. 地図には方位、凡例、スケールとともに、地図の製作年月を表記する。
- 6. 地図には、施設を検索するためのインデックスを掲載する。
- ・・ピクトグラムのある施設は、インデックス欄において、施設名称と共にピクトグラムを掲載する。
- ・ 地図上では主要な施設、観光施設にピクトグラムを掲載する。
- · 主要な施設位置には、ピクトグラムを使用する。
- その他の施設位置にはアイキャッチャー・マークとしてドット(■)を使用する。
- 7. 文字の大きさは、視距離 50cm を想定し、旅客施設ガイドライン(「公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン」以下、旅客施設ガイドラインという。)の視距離1~2mの文字高の約1/2の大きさ(和文文字高5mm以上、英文文字高4mm以上)とする。

_		ピクトグラム	和文	英文
表題			35.0mm	25.0mm
イン	デックス	16.5mm	6.5mm	4.0mm
	郡•市町村名	_	9.0mm	7.0mm
내	現在地•検索座標	_	7.0mm	5.5mm
地図	施設名称	_	7.0mm	5.5mm
	その他の名称	_	5.0mm	4.0mm
	凡例部名称		5.0mm	4.0mm

[地図を用いた道路案内標識ガイドブック/(財)道路保全技術センター:編集・発行]参照

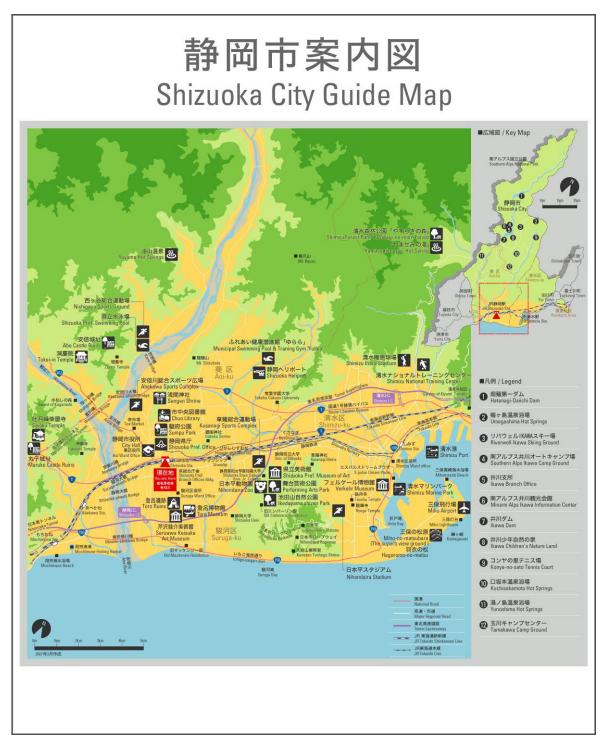
#### ■ 全市案内図 掲載基準

全市案内図の掲載内容と基準は下記を基本とするが、サインの設置箇所ごとに掲載施設が変化する可能性があるため、以下の基準を参考に適切な内容となるよう配慮する。なお、名称を表記するものには全て英文を併記する。名称は通常横書きとするが、地図表現に合わせて縦書き等を取り入れる。

#### ■掲載情報一覧

項目	掲載内容	掲載基準
地勢等	平地、山林、緑地1、2 海·池·河川等、河川敷	・色面、線などの図形的表現で位置表示を行い、主要なものには必要な位置に名称を表記する。
道路等	高速道路 国道	・路線は、線などの図形的表現で位置表示を行う。 ・国道は、国道マークを路線上に表記し、道路名称表
	県道·市道	記は行わない。
		・都道府県道は、路線番号マークを路線上に表記し、 道路名称表記は行わない。
		・東名高速道路「静岡I. C.」「日本坂トンネル」は名 称を表記する。
交通機関	新幹線 鉄道路線(JR) 鉄道駅(静岡鉄道)	・主要な鉄道路線(新幹線、JR)は、線などの図形的表現で位置表示を行い、必要な位置に名称を表記する。
	駅舎	・その他の鉄道路線は、路線と駅舎の図形的表現のみに留める。
		・主要な駅名は駅舎のある場所にアイキャッチャー・マ ークによって位置表示を行い、名称を表記する。
		・駅の名称は、「平仮名」表記とする。
公共施設 観光施設	主要公共施設主要観光施設	・主要な施設の場所にピクトグラムによって位置表示を行い、名称表記する。
	一般施設	・一般施設の場所にアイキャッチャー・マーク(■)によって位置表示を行い、名称表記する。
		・公園・緑地などについては、敷地を色面によって表現する。
市域外	区境界線 市町村名	・区境界線をラインによって表現し、各近隣市町村名を表記する。
	施設名称	・静岡市内で掲載された各道路、各交通機関の延長 を、市域外においても適宜表現する。
その他	アイキャッチャー・マーク 国道マーク 現在地マーク	・サインの設置場所ごとに、利用者にとって必要と考えられる情報の掲載と地図の表現方法について、適切なものとなるよう配慮する。

#### ■ 全市案内図 デザイン例



#### ■ 全市案内図詳細

• 全市案内図部分詳細

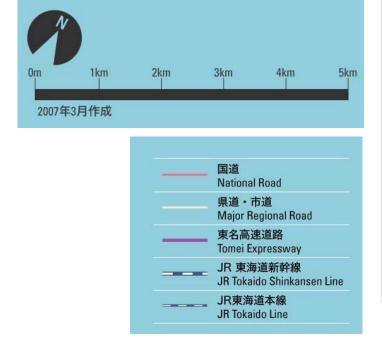


\*印刷により、実際の色彩とは異なります。

0

• 広域図

#### • 凡例部詳細





\*印刷により、実際の色彩とは異なります。

#### ■ 使用カラー

区分	分類	色彩例	色(参考 CMYK 値) 及び仕様
	サイン板面		黒 20% (0-0-0-20)
地勢	平地		(0-15-60-0)
	一一地		枠線:-
	山林		(70-0-100-5)
			枠線:-
	  緑地 1		(50-0-80-0)
	小水ヶ凸 1		線幅:-
	  緑地 2		(20-0-50-0)
	71407 L		枠線:-
	  海•池•河川等		(40-0-0-5)
	14 12 14/14		枠線:-
	河川敷		(16-14-25-0)
	1 47 172		線幅:-
道路	   高速道路		(40-60-0-0)
			線幅:1.8mm
	国道		(0-60-25-0)
			線幅:1.0mm
	県道•市道	_	(5-5-10-0)
マンネ			線幅:1.0mm
交通	新幹線		(70-50-20-10)/白(0-0-0-0)
			線幅:2.0mm/1.0mm(5/5)
	鉄道路線(JR)		(70-50-20-10)/白(0-0-0-0)
			線幅:1.2mm/0.5mm(4/4)
	鉄道駅(静岡鉄道)	<del></del>	(70-50-20-10)
			線幅:0.65mm
	駅舎		(70-50-20-10) 均量。0.55
			線幅:0.65mm

<sup>\*</sup>印刷により実際の色彩とは異なります。大日本インキ発行の色見本帳、DIC カラーガイドにて確認願います。

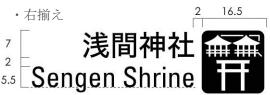
区分	分類	色彩例	色(参考 CMYK 値)及び仕様
境界線	区境界線		(40-40-70-0)
			線幅:0.5mm(5/1/1/1)
文字	市町村名称		(40-40-70-0)
	施設名称		黒 80% (0-0-0-80)
その他	アイキャッチャー・マーク		黒 80% (0-0-0-80)
			大きさ:4mm×4mm
	一般施設	<b>S</b>	黒 80% (0-0-0-80)
	一		大きさ:12mm×12mm
	<b>見光</b> った	00	(100-60-0-0) 白 (0-0-0-0)
	国道マーク	00	大きさ:W10mm×H9mm
	現在地マーク	_	(10-100-100-0)
	グロエルビャーク		大きさ:

<sup>\*</sup>印刷により実際の色彩とは異なります。大日本インキ発行の色見本帳、DIC カラーガイドにて確認願います。

#### ■ 名称表記

- 1. 原則としてアイキャッチャー・マークの右側に、左揃えにて施設名を表記する。地図スペースやレイアウトの都合上、アイキャッチャー・マークの上下、左に表記しても良い。
- 2. 文字の書体は、「和文書体」は角ゴシック体の「ヒラギノ」書体、「英文・数字書体」は「ユニバース」とする。情報の種類に応じて書体の色彩を一部変更し、地図の見やすさに配慮する。





・中央揃え (ピクトグラム:



・中央揃え (ピクトグラム:上)



例)メイン施設:中ピクトグラム+名称



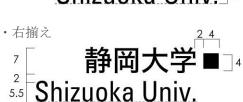
例) 鉄道駅



Shizuoka Univ. 3.55

静岡大学

例)一般施設:アイキャッチャー・マーク+名



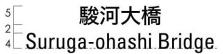
・中央揃え (マーク:下)



・中央揃え(マーク:上)



例) その他の施設



例) 現在地マーク





例) 国道マーク

#### 7-2 地域案内図の掲載基準

地域案内図は、利用者が地理を理解し、目的地へのルートを判断するためのものである。したがって、 移動の手がかりとなる施設などをきめ細かに表記する必要がある。

#### ■ 地域案内図基本原則

- 1. 地域案内サインに使用し、その設置場所周辺の施設の所在を案内することを目的とする。
- 2. 案内地図はシンプル且つ統一的なデザインとする。
- 3. 地図は、静岡市都市計画基本図(1:2,500)をベースとして、1:1,000 程度で表示する。
- 4. 設置場所を中心に、0.7km四方程度の範囲をサイン板面の地図掲載位置に表示する。
- 5. 主地図の表示区域と表示区域外の関係が把握しにくい場合は、必要に応じ表示区域を含む広域図を掲載する。
- 6. 地図の向きは常に北を上にするのではなく、周辺の地理と地図の方向をあわせ、利用者にとって 分かりやすいものとする。
- 7. 地図中に現在地点を表記する。広域図を掲載する場合は、広域図にも現在地点を表記する。
- 8. 地図には方位、スケールとともに、地図の製作年月を表記する。これらは、地図の四隅のいずれかに表示する。
- 9. 地図に記載する施設は、国土地理院の地形図(1/10,000)の表示基準[1万1千分1地形図図式 (社団法人 日本測量協会 発行)]をもとに、見やすさを考慮して選択する。
- 10. 地図の範囲外で特に案内の必要がある施設があれば、地図中の外縁部に名称とともに施設の所在方向を矢印によって表記する。
- 11. 地図に使用するピクトグラムは、標準案内用図記号のデザインに準ずることを基本とし、ピクトグラムの無い施設については、アイキャッチャー・マークとしてドット(■)を使用する。
- 12. エレベーター、エスカレーター等の移動円滑化施設を表示し、歩行が容易でない人々が概ね 移動できるルート(バリアフリー経路)のうち、主要なものは表示するのが望ましい。
- 13. 地下通路は、地上部と表記方法を変えて、入口部と地下道ルートを表示する。
- 14. 現在地の住所は、広域図の上に表示する。

#### ■ 地域案内図掲載基準

地域案内図の掲載内容と基準は以下のとおりとする。なお、名称を表記するものには全て英文を併記する。名称は通常横書きとするが、地図表現に合わせて縦書き等を取り入れる。

#### ① 一般的情報

#### (地勢等)

森(樹林)、緑地、公園(園地)、緑道・遊歩道、海・池・河川、街区は、色面、線などの図形的表現で位置表示を行い、必要な位置に名称を表記する。

#### (公園・緑地等)

- ・ 色面などの図形的表現で位置表示を行い、必要な位置に名称を表記する。大規模な公園等に おいては、公園内を歩行、通過することを考慮し、歩行経路を表示する。
- 森などについては、公園における緑地と同じ色彩で表示する。
- ・ 主要な公園・緑地等は、樹木表示を行ってより明確に区分する。

#### (道路)

道路、歩道、立体横断施設並びに歩行経路の目標となる信号機、交差点名、番地の情報等を記載する。

#### 1:道路

- ・路線は、線などの図形的表現で位置表示を行う。線は、幅員に応じた幅で、細い道路まで表示する。
- ・国道は国道マークを路線上の必要な位置に表記し、道路名称表記は行わない。ただし、 通称名のある道路(「○○通り」や「主要地方道○○線」など)については、その通称名を 表示する。
- ・鉄軌道等との立体交差箇所は、歩行経路が確保されているかどうかが分かるような表示 を行う。
- ・歩行者や車椅子使用者にとって歩道の有無、幅員は重要な情報となるため、歩道部をアウトライン(黒 60%、線幅 0.2mm)で表示する。

#### 2:道路施設

- ・歩道橋やペデストリアンデッキ、地下通路は、経路情報として重要であるため表示する。
- ・信号交差点は、信号機が設置してある交差点をピクトグラムで表示すると共に、主要な交 差点については名称を表記する。
- ・橋梁は、道路と同じ表示とし、名称を表記する。

#### (交通施設)

#### 1:バス路線・バス停留所

- ・バスターミナルは、標準案内用図記号の「バス/バスのりば」のピクトグラムで表示し、バス 停留所は位置を表示する。
- ・バス停留所は、名称と図記号表示を基本とする。ただし、バス停が多く、他情報と交錯する場合は、図記号のみの表示とする。
- ・バス停留所の名称は、色彩を変えて停留所名称を表記する。日本語表記は「バス停」の文字を省略し、英語表記も文字数が多くなりすぎることから「Bus Stop」の文字を省略する。
- ・バス路線の名称は表記することが望ましいが、路線数が多く、他情報と交錯する場合は 表示しない。
- ・バス路線は、上下線の区別をせず、道路の中央に1本線で示すことを基本とする。ただし、 中央分離帯がある場合は、上下線別に表示する。

#### 2:鉄軌道路線・駅

- ・鉄軌道は、線などの図形的表現で位置表示を行い、必要な位置に会社名と路線名を表記する。鉄軌道は地下も含めて表示し、高架は鉄軌道のみを表示する。高架の鉄軌道が 道路と立体交差する箇所は、鉄軌道のみを表示する。
- ・駅舎は、建物シルエットに枠線をつけて表示する。駅名の日本語表記は「漢字」とする。 標準案内用図記号の「鉄道/鉄道駅」のピクトグラムを表示する。
- ・駅の出入口に加え、自由通路や周辺の地下通路などの地下空間も地図の見易さを損な わない範囲で表示する。
- ・駅舎の出入り口が複数ある場合には、出口部分に出口名称を表示する。

#### 3:タクシー乗り場

・タクシー乗り場は、標準案内用図記号の「タクシー/タクシーのりば」のピクトグラムを表示する。

#### (境界線・地名)

#### 1:境界線

・境界線は、国土地理院の基準に基づき、各種破線にて表示する。

#### 2:地名表示

- ・町名、丁、番地を表記する。町名は、町エリアが狭い場合は1箇所に、広い場合には複数表記する。丁目は、丁目のエリアが狭い場合は括弧付き数字で表記する。日本語表記が「××町○丁目」の場合は、英語表記は「chome」を削除し、「××-cho ○」と表記する。
- ・町名ごとの色分け表示は、色数が増え煩雑になること、また色により墨文字が見にくくなる ことから行わない。

#### ■掲載情報一覧

	カテゴリ	地図に表示する 一般的情報	選定基準/施設例	ベース マップ*	ピクト グラム	名称
地形表現	 行政界	市、区、町	名称、境界(線表示)	$\circ$		$\circ$
	11政外	丁、番地	数字表示			$\circ$
	地形•地盤	河川、海、山、湖、 緑地	規模の大きいもの	0		0
		道路	高速道路、国道、県 道、主要な市道	0		0
	道路	歩道	主要な道路等	$\circ$		
		歩行者専用道路等	主要な道路等	$\circ$		
		ペデストリアンデッ キ、横断歩道橋	主要な道路等	$\circ$		
		地下通路、階段部	主要な道路施設等	$\circ$		
		横断歩道	主要な横断歩道等	$\bigcirc$		
		踏切	主要な踏切等	$\bigcirc$	$\bigcirc$	踏切※1
		交差点(信号機)	主要な交差点施設等		$\circ$	$\circ$
	地点	橋	主要な施設等	$\circ$		$\circ$
		トンネル	主要な施設等	$\circ$		$\circ$
	空港	空港、ヘリポート	静岡ヘリポート等	$\circ$	$\circ$	$\circ$
	A. 1. 3. 1	鉄軌道路線	JR、私鉄全て表示	0		0
芯	鉄道、駅	鉄軌道駅	JR、私鉄全て表示	0	0	0
交通		駅出口	主要な箇所等			$\circ$
機関		バス路線	静鉄バス路線等	0		○*2
	バス	バス等の公共交通	主要なバス等の		$\bigcirc$	$\bigcirc$
		機関のターミナル	ターミナル施設等		)	
		バス停留所	静鉄バス停等		図記号	$\circ$
	その他	タクシー乗り場	主要な施設等			

\* : 線および面で構成される情報で、基本的な情報として表示するもの ※1: 固有名詞で表記するのではなく、「踏切」という表記のみを行うことを示す

※2: 他情報と交錯する場合は表示しない

#### ② 施設

国土地理院の地形図(1/10,000)の表示基準[1万1千分1地形図図式(社団法人 日本測量協会 発行)]に準拠することを基本とする。さらに、見やすさに配慮し、表記する施設を選択する。

#### ■掲載施設一覧

	地図に表示する		建物	ピクト	h sh
分類(案)	一般的情報	条件、規模等	シルエット*	グラム	名称
	市、区役所等	全て	0	$\triangle$	0
	県 機関	全て	0	Δ	0
	国 機関	全て	0	Δ	0
	警察	全て	0	0	0
行政施設等	警察交番	全て	0	0	交番※1
	消防署	全て	0	0	
	郵便局	普通郵便局	0	0	0
		特定·簡易郵便局	0	0	郵便局※1
	その他	全て	0	$\triangle$	0
± // ×	美術館、博物館、科学館等	施設全体が美術館、博物館、 科学館等として利用されている もの	0	Δ	0
文化、 スポーツ、	公民館、会館等	公共性の高い主要な施設	0		0
公園施設	図書館	公共性の高い主要な施設	0	0	0
公園旭餀	体育館、スポーツ施設	公共性の高い主要な施設	0	Δ	0
	公園	街区公園規模以上	0	0	0
	その他	公共性の高い主要な施設	0	Δ	0
	大学、短大	全て	0		$\circ$
	高校	全て	0		0
教育研究施設	小中学校	全て	0		0
	幼稚園、保育園	全て	0		
	その他	公共性の高い主要な施設	0		
	病院	総合病院、大学病院、公立の 病院	0	0	
医療保健福祉施	保健施設	公共性の高い主要な施設	0	Δ	0
	福祉施設	公共性の高い主要な施設	0	Δ	0
	その他	公共性の高い主要な施設	Ö	Δ	0
	情報通信機関	テレビ本支局、新聞社	0	$\triangle$	
公益施設	電気、電話等	NTT、ガス、電力会社の本支店	0	$\triangle$	
	その他	公共性の高い主要な施設	0	Δ	
	観光案内所等	有人案内所、サイン設置箇所		$\circ$	
観光施設	史跡,名勝、文化財	国・県・市指定・登録文化財となっている地勢・建造物・構造物等	0	Δ	
<b>能见心地叹</b>	アミューズメント、レ ジャー施設	全国的に有名な観光施設、外 来者利用の多い施設	0	Δ	0
	その他観光施設	外来者の利用が考えられる施 設	0	Δ	
コンベンション	大規模コンベンション施 設	大規模、著名なコンベンション 施設	0	Δ	
施設	その他	公共性の高い施設	0	Δ	
_	広域避難場所	市指定の広域避難場所		$\circ$	
	一時游離相記	市指定の一時避難場所		Ö	
防災、避難場所	防災センター	全て		0	
	その他	公共性の高い施設		0	

<sup>\*:</sup>建物の外形を面的に表示するもの

<sup>※1:</sup>固有名詞で表記するのではなく、「交番」、「郵便局」という表記のみを行うことを示す

<sup>△:</sup>ピクトグラムのある施設に限る □:地図の見やすさや必要性を考慮して適宜表記

分類(案)	地図に表示する 一般的情報	条件、規模等	建物 シルエット*	ピクト グラム	名称
	大規模小売店舗	ランドマーク性の高い主要な施 設	0		
民間、商業施設	アミューズメント、 レジャー施設	全国的に有名な観光施設、外 来者利用の多い施設	0	$\triangle$	0
	大規模宿泊施設	著名な施設、100室以上の施設	$\bigcirc$	$\circ$	
	その他、主要な商業施設	全国的に有名な施設	$\circ$	Δ	
その他	大規模建築物	ランドマーク性の高い主要な施 設	0		0
ランドマーク	地域の特徴ある建築物	ランドマーク性の高い施設	$\circ$		0
	その他ラント、マーク	ランドマーク性の高い施設、構 造物等	0	Δ	
	その他	広域にわたり視認可能な高さを 有する施設、または区画の大部 分を占め、道路の結節点に位 置し、地点認識に有効とされる 施設	0	Δ	

\*:建物の外形を面的に表示するもの

※1:固有名詞で表記するのではなく、「交番」、「郵便局」という表記のみを行うことを示す

△:ピクトグラムのある施設に限る □:地図の見やすさや必要性を考慮して適宜表記

#### ■詳細事項

#### 行政施設

- ・交番(派出所)の名称は、利用者にとってあまり有用ではないと考えられるため、ピクトグラムと「交番/Police Box」のみの表記とし、名称は省略する。
- ・郵便局のうち、普通郵便局はピクトグラムと名称を表記する。その他の郵便局は、利用者にとってあまり有用ではないと考えられるため、ピクトグラムと「郵便局/Post Office」のみの表記とし、名称は省略する。
- 例) 普通郵便局: 静岡中央郵便局 等、その他の郵便局: 簡易郵便局(地方公共団体や組合、個人等に窓口業務を委託している郵便局)

#### 文化、スポーツ、公園施設

- ・美術館、博物館については、施設全体が美術館、博物館として使用されている場合の み表示する。
- ・大規模公園、都市公園について名称を表記する。ポケットパークなどは名称を表記せず、 公園の色のみで表示する。
- ・スポーツ施設等は、施設のイメージ形状(建物シルエット、トラックフィールド、テニスコート等)を表示し、施設名称を適宜表記する。

#### 医療福祉施設

・医療施設は、総合病院および目印となる大規模な病院を適宜表記する。

## 観光施設

- ・他の歩行者系サインの設置箇所に、サインがある目印として「⑥」マークを表示する。
- ・サインの設置箇所ごとに利用者にとって必要と考えられる情報について、適宜掲載する。
- ・名所・旧跡は、史跡・名勝・天然記念物、歴史的建造物、対外的に有名な施設を適宜表 記する。
- ・アミューズメント施設、総合レジャー施設は、施設のイメージ形状(建物シルエット等)を表示し、施設名称を適宜表記する。

#### コンベンション施設

・コンベンション施設がある施設は、大規模な施設、対外的に有名な施設を適宜表記する。

#### 防災 · 避難場所

・避難場所は、広域避難場所(大規模公園)と拠点避難場所(小中学校)に、標準案内用図記号のピクトグラムを表記する。

#### 民間、商業施設

- ・商業施設は、大規模小売店舗のうち、地図の見やすさや必要性を考慮して適宜表記する。
- ・ホテル及び旅館は、国際観光ホテル整備法で定める政府登録ホテル・登録旅館など、地図の見やすさや必要性を考慮して適宜表記する。
- ・アミューズメント施設、総合レジャー施設は、施設のイメージ形状(建物シルエット等)を表示し、施設名称を適宜表記する。

#### その他ランドマーク

・ランドマーク施設は、歩行者の案内をするための目標となるもの、特にランドマーク性が高い(地域の目印となる)と思われるものを適宜表記する。ただし、他の表記を妨げない範囲での表記とする。

# ③ バリアフリー施設・経路に関わる情報

#### バリアフリー経路

- ・バリアフリー経路は、歩行が容易でない人々が概ね移動できるルートのうち、
  - 1. 相当数の人が訪れる主要施設へのルート
  - 2. 高齢者や障害者が比較的多く利用する施設へのルートとする。
- ・複雑な経路になっても表示対応できるよう、朱赤色(0-70-40-0)の破線(線幅 3.0mm (1.5/1.5))で表示する。
- ・名称は日本語表記を「バリアフリー経路」、英語表記を「Accessible Route」として凡例に表記する。
- ・バリアフリー経路で案内する施設が、地図の表示範囲外となる場合は、地図中の外縁部 に名称とともに施設の所在方向を矢印によって表記する。

#### 移動円滑化施設(エレベーター等)

・設置されている箇所全てにピクトグラムを表示する。なお、民間施設のエレベーターのうち、ペデストリアンデッキ等により鉄軌道駅や道路と連結されたもので、24 時間利用できるものについてはピクトグラムを表示する。

#### 公衆トイレ・公園トイレ

・ピクトグラムを表示する。バリアフリー対応トイレについては、トイレと身障者用設備のピクトグラムを組み合わせて表示する。なお、バリアフリー対応トイレで使用時間制限がある場合には、 ピクトグラムの下部に「使用時間制限有」と表記する。

#### バリア情報

- ・車椅子使用者にとって重要な情報であるため、踏切は「踏切あり」の警戒標識(道路標識令: 207-B)を表示する。
- ・車椅子使用者が利用できない歩道橋、ペデストリアンデッキ、地下道出入口などの階段 部は、階段のあることが判別できるよう「≡」で表示する。

地図に表示するバリアフリー 施設・経路に関わる情報		ベースマップ	ピクト グラム	備考
バリアフリー施設 エレベーター エスカレーター	道路上		0	バリアフリー施設を表示する。
車椅子スロープ ※1	公共交通 機関出口		0	エレベーターのピクトグラムのみ を表示し、エスカレーターは表示 しない。
身体障害者の利用 トイレ ※1	が可能な		0	トイレ+身体障害者用設備の ピクトグラムを表示する。
バリアフリー経路		$\circ$		朱赤系の点線で表示する。

※1:使用時間に制限がある場合「使用時間制限有」と表記する。

# ④ ピクトグラムとアイキャッチャー・マーク

- ・ピクトグラムのある施設は、施設名称表記とともにピクトグラムを表示する。ピクトグラムの無い施設については、アイキャッチャー・マークとしてドット(■)を使用する。
- •一般施設のピクトグラムは、視認性を高めるため黒地に白図とする。
- ・情報拠点(案内所、歩行者系サインの位置)、公衆トイレおよびバリアフリー情報に関するピクトグラムについては、視認性、判読性を高めるため、青地に白図とする。



・「避難場所」のピクトグラムは白地に緑図とする。



(避難場所)

・「踏切」のピクトグラムは、「踏切ありの警戒標識(道路標識令:207-B)」とする。



# (踏切ありの警戒標識 207-B)

・ピクトグラムを組み合わせて表示する場合は、ピクトグラムの大きさの 1/8 を重ね合わせて併 記する。



## ⑤ 文字の書体・サイズ

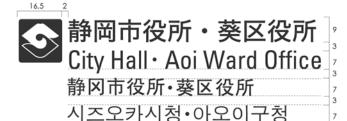
- ・文字の大きさは、視距離50cmを想定し、旅客施設ガイドラインの視距離1~2mの文字サイズの約 1/2 の大きさ(和文サイズ:5mm 以上、英文サイズ:4mm 以上)とする。また、表示内容の見やすさに配慮し、表示施設により文字サイズを変えて表示する。
- ・英文サイズは、旅客施設ガイドラインに準じ、和文サイズの3/4程度とする。
- ・ピクトグラムの大きさは、英字の3倍とする。

	ピクトグラム	和文	英文	表示施設
凡例部表示	16.5mm	7.0mm	5.5mm	凡例部
特大サイズ		18.0mm	14.0mm	県名、市名、郡名、区名等 (図中に境界があった場合)
大サイズ	16.5mm	9.0mm	7.0mm	特に重要な施設名称
中サイズ	16.5mm	7.0mm	5.5mm	施設名称 名称、町名、丁目、解説文
小サイズ	_	_	5.0mm	番地
最小サイズ	12.0mm	5.0mm	4.0mm	橋梁名、交差点名、バス停名、 駅名、広域図の情報

- ・原則として、アイキャッチャー・マークの右側に、左揃えにて施設名を表記する。地図スペースやレイアウトの都合上、アイキャッチャー・マークの上下、左に表記しても良い。
- ・複合施設の表記
- ○総合名称(ビル名等)を表記し、その下にその他の施設を併記する。
- ○レイアウトのスペースに余裕がないときは、併記する施設の表記を省略する。その場合、 施設全体を代表する名称については、総合名称(ビル名等)または施設内の主要施 設から、最もふさわしい名称を選択して表記する。
- ○公園内のホール、グランド、プールなど機能的に独立した施設については、個別に表 記する。
- ・文字の書体は、「和文書体」は角ゴシック書体の「ヒラギノ」書体、「英文・数字書体」は「ユニバース」とする。情報の種類に応じて書体の色彩を変更し、地図の見やすさに配慮する。

# ■施設名称の表記例

例):大ピクトグラム+名称(大・多国語表



例)メイン施設:大ピクトグラム+名称(大)

# 追手町消防署 Ote-machi Fire Sta.

・右揃え



例) その他の施設

5 二之丸橋 2 Ninomaru Bridge

例) 国道マーク



例) バス停



例) 交差点



例) 町名

<sup>7</sup> 追手町 <sup>2</sup> Ote-machi

例) 範囲外のメイン施設



例) 一般施設: 中ピクトグラム+名称 (小)
12 2
馬場郵便局
Baban Post Office

4□ 静岡大学 7 Shizuoka Univ. 5.5



・中央揃え (マーク:下)



・中央揃え(マーク:上)



例) 現在地マーク



# ⑥ 広域図の表示

主地図では 0.7km 四方程度の区域を表示するが、表示区域外の地域との関係が把握しにくい場合は、 主地図の表示区域を含む広域図を表示する。

- ・主地図の四隅のいずれかに表示する。
- ・表示サイズ:縦 12cm×横 12cm 程度
- ·表示範囲:約2.0km 四方程度
- ・表示情報:地図の基本的な座標軸が分かる程度の施設とし、具体的には以下のような施設とする。

鉄軌道駅などの交通拠点:駅名とピクトグラムを表示。

主要施設:名称とアイキャッチャーを表示。

大規模公園:名称とアイキャッチャーを表示。

- ・「広域図」と明記し、英語表記は「Key Map」とする。
- ・広域図と主地図の関係が把握できるよう、広域図内に主地図の表示区域を明記する。
- ・主地図と同じ位置に現在地を表示する。

# ⑦ 凡例部

#### ■現在地の表示

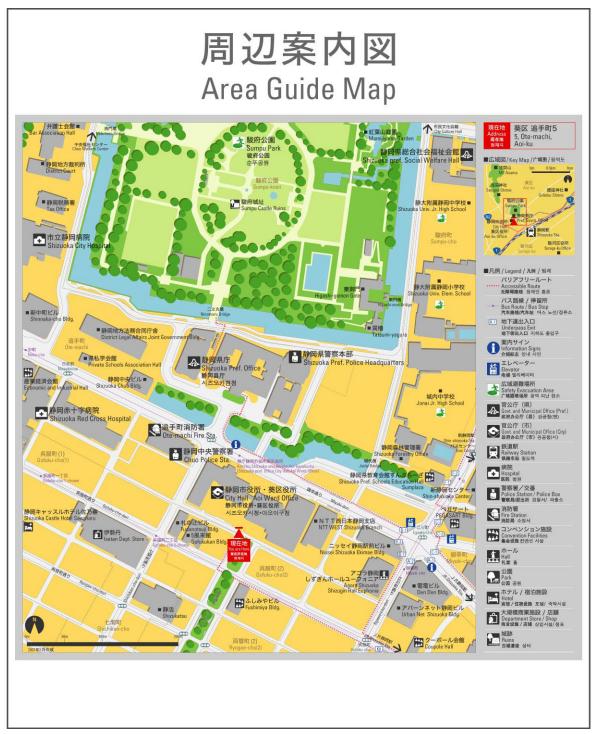
現在地の住所を広域図の上に表示する。住所には、英文表記を行う。

#### ■凡例

主地図で使用したピクトグラムの内、主要な施設や地図内に施設名称を表示していないピクトグラム や図記号などについて、凡例を右側に表示する。

- ・「凡例」と明記し、日本語、英語、中国語、韓国語による4カ国語表記とする。
- ・凡例の優先順位は、地図内に掲載されているバリアフリー施設と経路、主要な公共施設、 その他の順に表示する。
- ・凡例表示は優先度の高い施設から掲載し、レイアウト範囲内に掲載する。

## ■地域案内図デザイン例



\*印刷により実際の色彩とは異なります。

#### ■地域案内図詳細

· 地域案内図部分詳細



• 凡例詳細



・凡例詳細 (方位・スケール・製作年月)



・広域図詳細



\*印刷により実際の色彩とは異なります。

# ■使用カラー

区分	分類	色彩例	色(参考 CMYK 値)及び仕様
	サイン板面		黒 20% (0-0-0-20)
地勢	森(樹林)	666	(70-0-100-5)
	√∃.↓↓h		(50-0-80-0)
	緑地		枠線:-
	公園(園地)		(20-0-50-0)
	五風(風地)		枠線:-
	   緑道·遊歩道		(5-0-20-0)
	MAL ALS AL		枠線:-
	海・池・河川		(40-0-0-5)
	13 12 137		枠線:黒 60%(0-0-0-60) 線幅:0.1mm
	街区		(0-15-60-0)
			枠線:黒60% (0-0-0-60) 線幅:0.1mm
施設	建物		黒 30% (0-0-0-30)
			枠線:-
	建物影		(0-10-20-50)
		#	枠線:-
	駅舎		黒 30% (0-0-0-30)
			枠線:黒 60%(0-0-0-60) 線幅:0.3mm
	歩道橋・ペデストリアンデッキ・地		黒 20% (0-0-0-20)
	下道入口		枠線:黒60% (0-0-0-60) 線幅:0.2mm
道路	車道		黒 5% (0-0-0-5)
			枠線:-
	歩道		黒 60% (0-0-0-60)
			線幅:0.2mm
	バリアフリールート		(0-70-40-0)
			線幅:1.5mm(1.5/1.5)
	地下道		4h 6位
			枠線:
交通	鉄道路線		線 1:(0-15-60-0) 線幅:0.5mm
			線 2:(70-50-20-10) 線幅:2mm 線 1:(0-15-60-0) 線幅:0.5mm(5/5)
	鉄道路線		線 2:(70-50-20-10) 線幅:2.5mm
			(70-50-20-10)   秋平田.2.5Hilli   (70-50-20-10)
	鉄道路線		線幅:2.0mm
			(30-40-0-0)
	バス路線/バス停留所		線幅:0.5mm
			バス停留所:(40-60-0-0)
境界線	以 供 関 始	2.7.2	(40-40-70-0)
	区境界線		線幅:0.5mm(10/1/1/1)
	町・丁日培恩絈		(40-40-70-0)
	町·丁目境界線		線幅:0.4mm(1/1)

<sup>\*</sup>印刷により実際の色彩とは異なります。大日本インキ発行の色見本帳、DIC カラーガイドにて確認願います。

区分	分類	色彩例	色(参考 CMYK 値)及び仕様
ピクト			黒80% (0-0-0-80) 白(0-0-0-0)
	一般施設	<b>©</b>	大きさ:
グラム	遊難場所	*	(81-0-100-0) 白(0-0-0-0)
	班無物別	· ·	大きさ:-
	サイン位置マーク	<b>1</b>	(100-60-0-0) 白(0-0-0-0)
	) 1	U	大きさ:-
	信号マーク		(40-0-0-50) (0-0-0-5)
	•		大きさ:W12mm×H5mm
	国道マーク	00	(100-60-0-0) 白(0-0-0-0)
		•	大きさ:10mm×9mm
文字	施設名称		黒 80% (0-0-0-80)
	町丁目名称		(40-40-70-0)
	バス停名称		(40-60-0-0)
	交差点名称		(40-0-0-50)
	現在地		白(0-0-0-0)
その他	古4/数国4·6/古4/四)	<b>#</b>	黒 80% (0-0-0-80)
C 12   E	広域範囲枠線(広域図)		線幅:2mm(0.3/0.5)
	現在地マーク	<del>-</del>	(10-100-100-0)
			枠線:-
			黒 20% (0-0-0-20)
	歩道橋階段		株象: 黒 60% (0-0-0-60) 線幅: 3mm(0.2/0.6)
		11/200/0 (0 0 0 00) /201日 : 011111(0.2/0.0)	

<sup>\*</sup>印刷により実際の色彩とは異なります。大日本インキ発行の色見本帳、DIC カラーガイドにて確認願います。

# 7-3 周辺案内図の掲載基準

周辺案内図は、誘導・案内施設が多く、道路網や公共交通機関網が特に複雑な中心市街地などの場所に「歩行者系施設誘導サイン」を設置する際に、利用者の円滑な誘導を行うための地図情報として使用する。したがって、周辺案内図の掲載基準は、地域案内図と同基準とする。ただし、案内地図の範囲は設置場所をほぼ中心に 450m四方程度とする。

## ■ 周辺案内図基本原則

- 1. 歩行者系施設誘導サインに使用し、その設置場所周辺の施設の所在を案内することを目的とする。
- 2. 案内地図はシンプルなデザインとし、統一的なデザインとする。
- 3. 地図は、静岡市都市計画基本図(1:2,500)をベースとして、1:1,000 程度で表示する。
- 4. 設置場所を中心に、450m四方程度の範囲をサイン板面の地図掲載位置(450mm×450mm)に表示する。
- 5. 地図の向きは常に北を上にするのではなく、周辺の地理と地図の方向をあわせ、利用者にとって 分かりやすいものとする。
- 6. 地図中に現在地点を表記する。
- 7. 地図には方位、スケールとともに、地図の製作年月を表記し、地図右下に表示する。
- 8. 地図に記載する施設は、国土地理院の地形図(1/10,000)の表示基準[1万1千分1地形図図式 (社団法人 日本測量協会 発行)]をもとに、見やすさを考慮して選択する。
- 9. 地図の範囲外で特に案内の必要がある施設があれば、地図中の外縁部に名称とともに施設の所在方向を矢印によって表記する。
- 10. 地図に使用するピクトグラムは、標準案内用図記号のデザインに準ずることを基本とし、ピクトグラムの無い施設については、アイキャッチャー・マークとしてドット(■)を使用する。
- 11. エレベーター、エスカレーター等の移動円滑化施設を表示し、歩行が容易でない人々が概ね 移動できるルートのうち、主要なものは表示するのが望ましい。
- 12. 現在地の住所は、地図右下等の適切な場所に表示する。

# ■ 周辺案内図掲載基準

「7-2 地域案内図の掲載基準」を参照。ただし、凡例部の表示は分かり難いもののみ表示する。

# ■ 周辺案内図デザイン例



\*印刷により実際の色彩とは異なります。

8.

形状基準

# 8-1 歩行者系サイン

# 1]総合案内サイン

# <設置場所>

鉄道の主要駅、主要公共施設、主要観光施設など

#### < 目的 >

- ・来訪者を対象に静岡市全域等の広域案内を行う
- ・ 現在地周辺の地理案内や主要施設への誘導を行う
- まちの魅力を高めるために、静岡市を代表するような史跡や観光地について掲載する

# ■掲載内容

[正面]		[背面]	
広域案内図	0	市徽章	0
地域案内図	0	道路名称(英文併記)	0
施設誘導図	0	地点名称(英文併記)	0
地点名称(英文併記)	0		

# ■仕様

・ 施設誘導板:強化ガラス t=12、飛散防止フィルム貼付印刷シート貼り(背景色:日塗工 C75-70A、文字色 黒 80%)

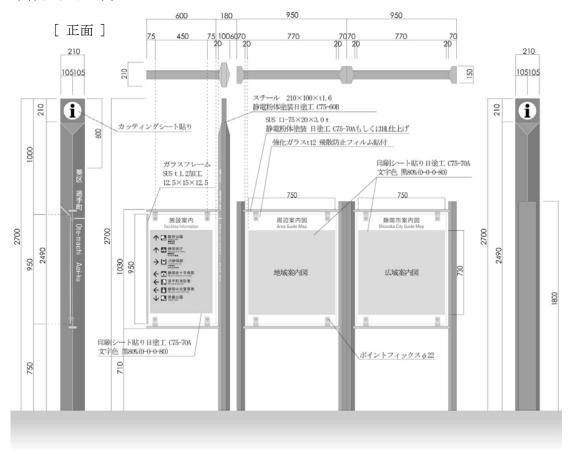
· サイン構造物:スチール 210×100×t1.6

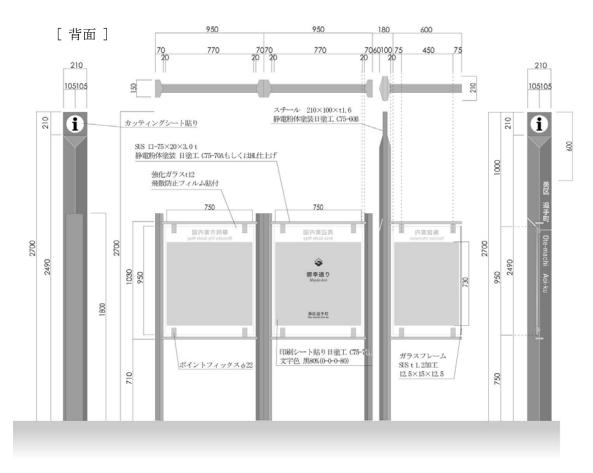
溶融亜鉛メッキ+静電粉体塗装(日塗工 C75-60B)
i マーク カッティングシート貼り
ガラスフレーム SUS t=1.2 加工(ヘアライン仕上げ)
フレーム SUS □75×20×3.0t (ヘアライン仕上げ)
ポイントフィックス φ 22

<sup>※</sup> 日塗工 C75-70A、日塗工 C75-60B は「社団法人日本塗料工業会 2005 年 C 版塗料用標準色」に基づくものとする。原則として日塗工の指定色を使用するものとするが、指定色の使用が難しい場合に限りそれぞれの近似色として DIC G-153、DIC G-150 を使用するものとする。

<sup>※</sup> 印刷シートの大きさは施設案内:W540×H720、周辺案内図・静岡市案内図:W750×H750

# ■ 本体デザイン例





## ■ 案内図表示板レイアウト

- ・ 全市案内図:7-1 全市案内図の掲載基準を参照
- ・ 地域案内図:7-2 地域案内図の掲載基準を参照

## ■ 施設誘導表示板レイアウト

#### <正面>

- · 掲載可能な施設数は、最大8施設とする。
- ・ 方向を示す矢印は常に左位置に配置する。
- ・ 施設名称の掲載順位は、"6-2 文字と図形 6]矢印表示"に基づく。
- ・ 同じ方向矢印の施設が2施設以上掲載される場合は、距離の遠い施設を表示面の上段に配置 する。
- ・ 施設名称は、表示スペースの最上段より順に掲載する。
- ・ 施設名称の文字組みは左詰めとする。
- ・ ひらがなやカタカナつづりは、漢字に比べ文字間隔が間延びして見えることが多い。その場合 は文字間隔を狭めるなど、文字組みが美しく見えるように文字カーニング(注1)の調整を図る。
- ・ 施設名称が長く、規定のスペースに入らない場合には、施設名称を2段に分けて配置する。そ の場合、単語の途中での改行はせず、読みやすさとレイアウトの美しさに配慮する。
- ・ピクトグラムのある施設は、矢印の右側にピクトグラムを配置する。
- ・ 支柱片側には、次頁「支柱詳細」のように線幅 10mmのカラーシートを貼る。カラーシートは、各 区の色とし、葵区:DIC214、駿河区:DIC2484、清水区:DIC69 をそれぞれ使用する。

#### <背面>

- ・ サインの背面が車道に面する場合は、背面部をドライバーのための情報掲載に利用し、通り名 称(道路名称)や地点名称を掲載する。
- 市徽章は、センター合わせとする。
- 通り名称は、センター合わせとする。
- 地点名称は、センター合わせとする。
- サインの中央に配置される周辺案内図の背面に情報を掲載する。その他のサイン背面は、正面の施設案内背景色と同色の地とする。

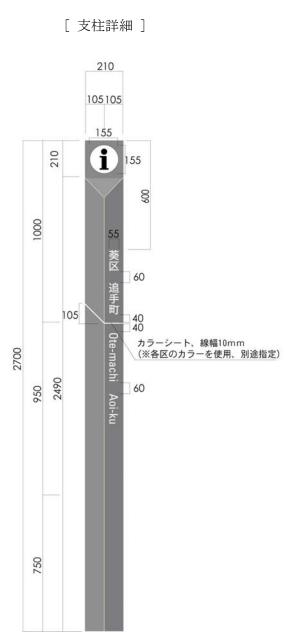
<sup>(</sup>注 1) 文字カーニング: 2つの文字間のスペース (余白) を決定するもの。数値がマイナスであれば文字間が狭まり、プラスであれば広くなる。値は 1/1000em で表し、1em は 1 ポイントのフォントでは 1 ポイントとなる。

# ■ 表示板レイアウト例

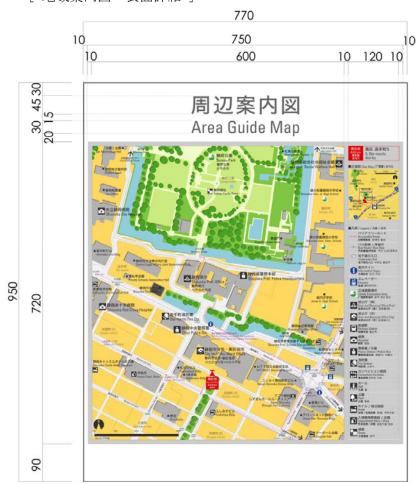




# 155 カッティングシート 黒 80% (0-0-0-80)



# [ 地域案内図 表面詳細 ]



[地域案内図 裏面詳細]



# 2] 地域案内サイン

# <設置場所>

鉄道の駅、主要公共施設、歩行者の往来が多い幹線道路の主要交差点など。

#### < 目的 >

- ・ 周辺の地理的案内や主要施設への誘導案内を行う。
- ・ 静岡市を代表するような史跡や観光地についてはそれらを紹介する簡単な情報も掲載して、ま ちの魅力を高める。

# ■ 掲載内容

[正面]		[背面]	
広域案内図		市徽章	0
地域案内図	0	道路名称(英文併記)	0
施設誘導図	0	地点名称(英文併記)	0
地点名称(英文併記)	0		

# ■ 仕様

・総合案内サインを参照。

# ■ 施設誘導表示板レイアウト

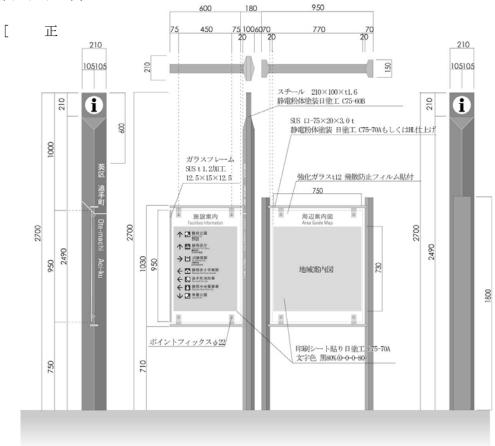
# <正面>

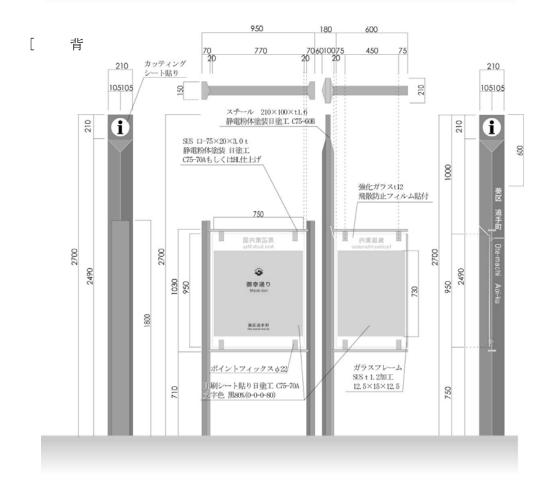
・ 総合案内サインを参照。

#### <背面>

・ 総合案内サインを参照。

# ■ 本体デザイン例





# 3] 施設誘導サイン

# <設置場所>

歩行者の主な動線として想定される幹線道路の歩道部

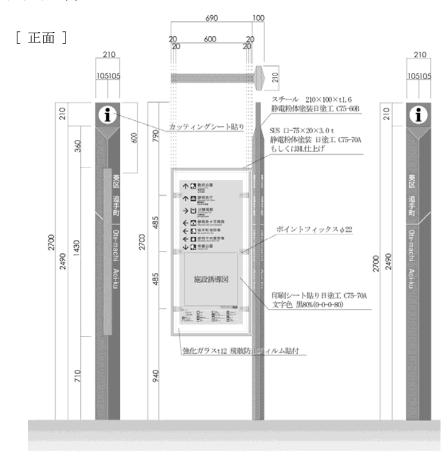
# < 目的 >

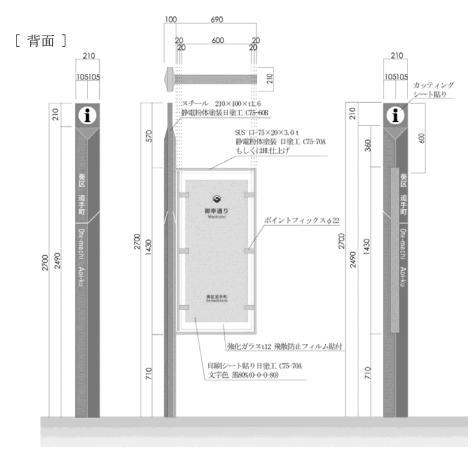
- ・ 歩行者を対象に主要公共施設への誘導を行う。
- ・ 静岡市を代表するような史跡や観光地についてはそれらを紹介する簡単な情報も掲載して、ま ちの魅力を高める。

# ■ 掲載内容

[正面]		[背面]	
広域案内図		市徽章	0
地域案内図		道路名称(英文併記)	0
施設誘導図	0	地点名称(英文併記)	0
地点名称(英文併記)	0		

# ■ 本体デザイン例





#### ■ 仕様

- 施設誘導板、支柱については、総合案内サインを参照。
- ガラスエッジ部の保護について配慮する。※ 印刷シートの大きさはW540×H1,230とする。

## ■ 施設誘導表示板レイアウト

#### <正面>

- ・ 掲載可能な施設数は、最大7施設とする。
- ・ 方向を示す矢印は常に左位置に配置する。
- ・ 施設名称の掲載順位は、「5-2 文字と図形 6 | 矢印表示 | に基づく。
- · 同じ方向矢印の施設が2施設以上掲載される場合は、距離の遠い施設を表示面の上段に配置する。
- ・ 施設名称は、表示スペースの最上段より順に掲載する。
- ・ 施設名称の文字組みは左詰めとする。
- ・ ひらがなやカタカナつづりは、漢字に比べ文字間隔が間延びして見えることが多い。その場合 は文字間隔を狭めるなど、文字組みが美しく見えるように文字カーニング(注1)の調整を図る。
- ・ 施設名称が長く、規定のスペースに入らない場合には、施設名称を2段に分けて配置する。その場合、単語の途中での改行はせず、読みやすさとレイアウトの美しさに配慮する。
- ・ピクトグラムのある施設は、施設矢印の右側にピクトグラムを配置する。
- ・ 周辺案内図は、「7-3周辺案内図の掲載基準」を参照。
- ・ 支柱両面に線幅 10mmのカラーシートを貼る。貼り方については、「8-4 支柱詳細」を参照。

## <背面>

- ・ サインの背面が車道に面する場合は、背面部をドライバーのための情報掲載に利用し、道路名 称や地点名称を掲載する。
- 市徽章は、センター合わせとする。
- ・ 通り名称(道路名称)は、センター合わせとする。
- 地点名称は、センター合わせとする。
- ・ 表示背面に情報を掲載し、正面の施設案内背景色と同色の地とする。

<sup>(</sup>注 1) 文字カーニング: 2つの文字間のスペース (余白) を決定するもの。数値がマイナスであれば文字間が狭まり、プラスであれば広くなる。値は 1/1000em で表し、1em は 1 ポイントのフォントでは 1 ポイントに、10 ポイントのフォントでは 10 ポイントとなる。

# ■表示板レイアウト例





# 8-2 歩車兼用系サイン

# 1] 施設誘導サイン(横型)

# <設置場所>

主要幹線道路などの歩道部等

#### < 目的 >

歩行者とドライバーの両者を対象に、主要公共施設や観光施設への誘導を行う

# ■ 掲載内容

[両面]	[支柱]
施設誘導表示	地点名称(英文名称)
方向表示(矢印)	
距離表示	
施設名称(英文併記)	
ピクトグラム	

※正面、背面

# ■ 本体仕様

表示板 :反射シート貼り(DIC G265)

・ 表示部 :装飾カッティング文字(文字色 白)

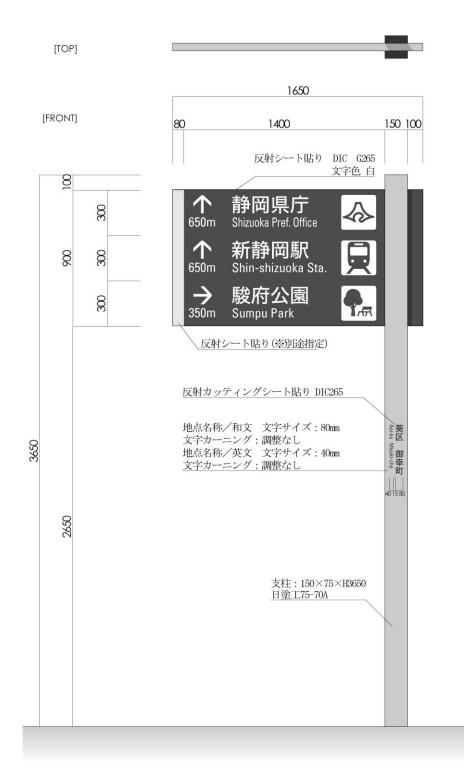
· 支柱 :スチール□150×75×t3.2

溶融亜鉛メッキ+静電粉体塗装(日塗工 C75-70A)

・ 150×75×H3650の2枚の箱型柱を支柱として、その間に1650×50×H900の箱型板を挟み込む形状とする。その際、板は支柱よりも100mm下の位置に取り付ける。

<sup>※</sup> 日塗工C75-70Aは「社団法人日本塗料工業会 2005 年C版塗料用標準色」に基づくものと する。原則として日塗工の指定色を使用するものとするが、指定色の使用が難しい場合に限り 近似色として DIC G-153 を使用するものとする。

# ■ 本体デザイン例

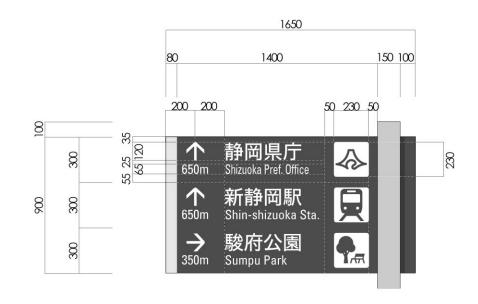


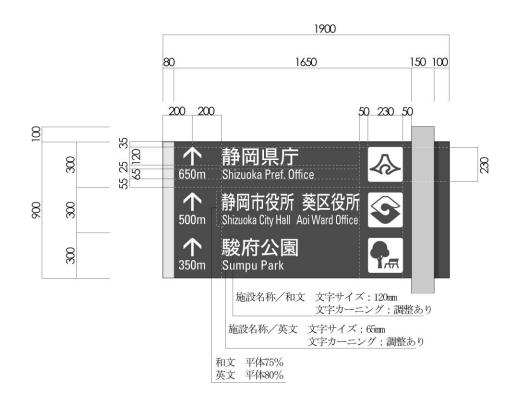
## ■ 施設誘導表示板レイアウト

- ・ 3施設掲載する形を標準形とする。
- · 表示板は、横幅 1650mm、高さ 900mmを標準寸法とする。
- ・ 掲載する施設の文字数が多く規定のスペースに収まらない場合は、文字を長体70~90%とし、 文字レイアウトを調整する。また、表示板の横幅を最大1900mmまで拡張する。
- ・ 表示板左側には幅 80mmのカラーシートを貼る。カラーシートは、各区の色とし、葵区:DIC214、 駿河区:DIC2484、清水区:DIC69 をそれぞれ使用する。
- ・ 方向矢印は、表示板の車道側に配置し、ピクトグラムがある場合は矢印の歩道側に配置する。 なお、「後方向」の矢印は用いない。
- ・ 方向矢印の下部に距離表示を掲載する。
- ・ 施設名称の掲載順位は、「5-2 文字と図形 6]矢印表示」に基づいて設定する。同じ方向矢印 の施設が2施設以上掲載される場合には、距離の長い施設を上段に配置する。
- ・ 施設名称の文字組みは、片面ずつ「左揃え、左詰め」「右揃え、右詰め」とする。
- ・ ひらがなやカタカナが連続し漢字に比べ文字間隔が間延びして見える場合は、文字間隔を狭めるなど文字組みが美しく見えるように文字カーニング(※1)の調整を図る。

(注1) 文字カーニング:2つの文字間のスペース(余白)を決定するもの。数値がマイナスであれば文字間が狭まり、プラスであれば広くなる。値は1/1000emで表し、1emは1ポイントのフォントでは10ポイントとなる。

# ■ 表示板レイアウト例





# 2] 施設誘導サイン(縦型)

#### <設置場所>

歩道幅が狭いなど、横型の設置が困難な場合

< 目的 >

歩行者とドライバーの両者を対象に、主要公共施設や観光施設への誘導を行う

# ■ 掲載内容

[両面]

施設誘導表示

方向表示(矢印)

距離表示

施設名称(英文併記)

ピクトグラム

# ■ 本体仕様

表示板 :反射シート貼り(DIC G265)

・ 表示部 :装飾カッティング文字(文字色 白)

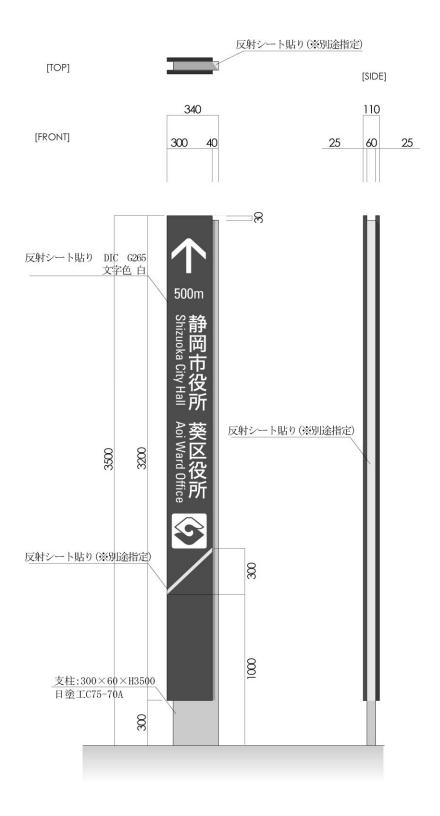
· 支柱 :スチール□300×60×t3.2

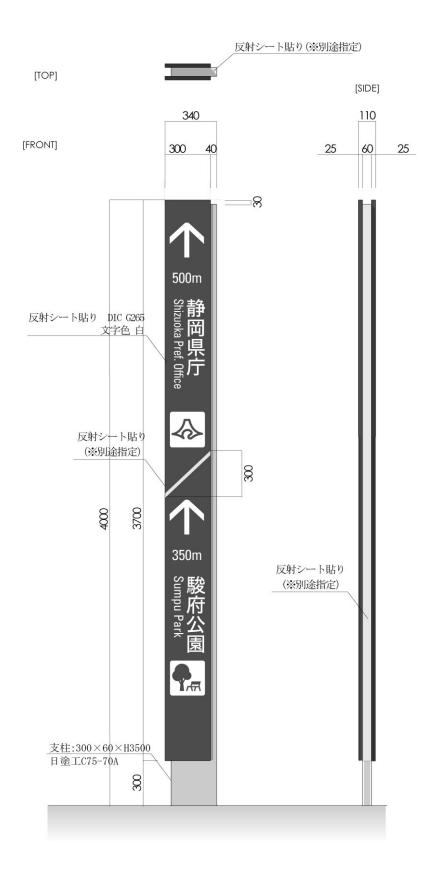
溶融亜鉛メッキ+静電粉体塗装(日塗工 C75-70A)

・  $300\times60\times H3500$  の箱型柱を支柱として、 $300\times25\times H3200$  の箱型板を両面に取り付ける構造である。その際、支柱に対して縦方向は上へ30mm、横方向は40mmずらして板を配置する。

<sup>※</sup> 日塗工C75-70Aは「社団法人日本塗料工業会 2005 年C版塗料用標準色」に基づくものとする。原則として日塗工の指定色を使用するものとするが、指定色の使用が難しい場合に限り近似色としてDIC G-153を使用するものとする。

# ■ 本体デザイン例



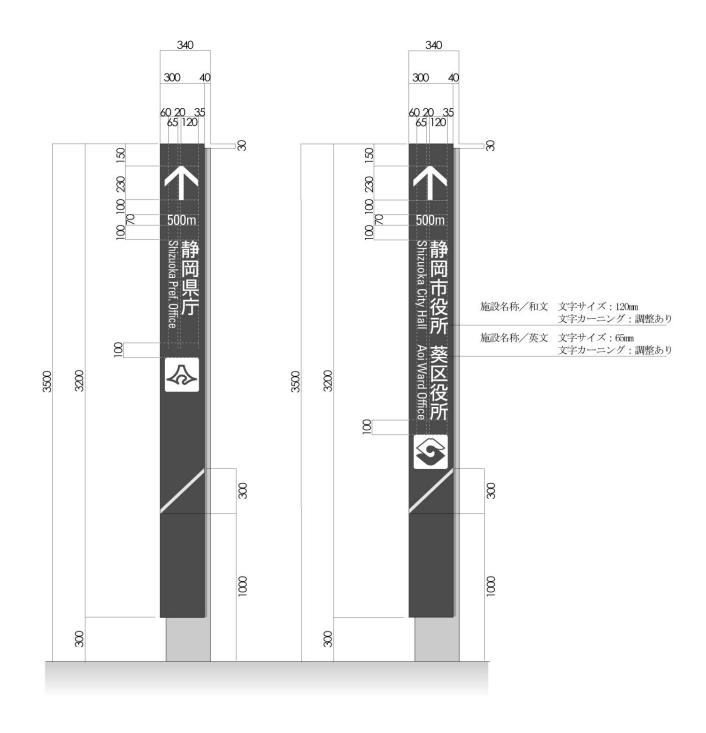


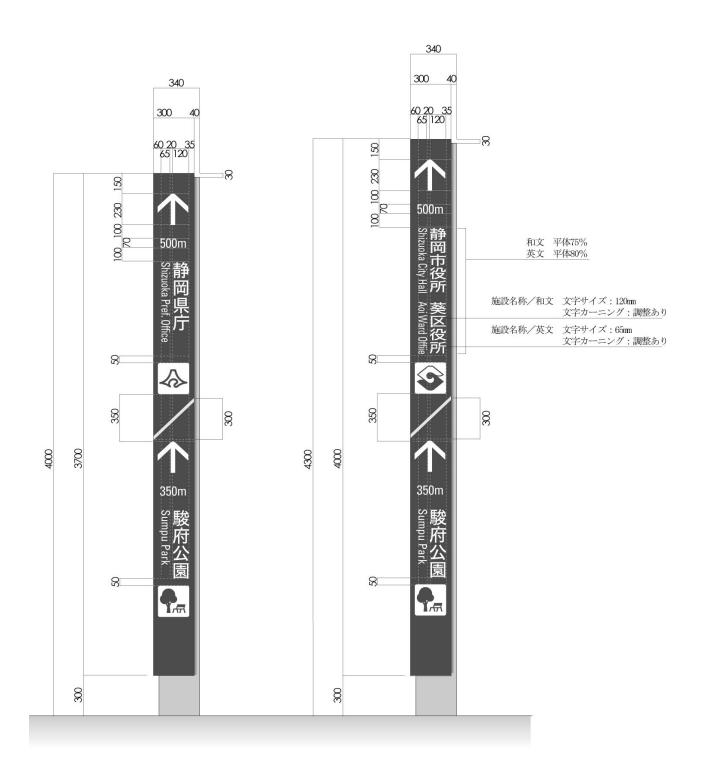
## ■ 施設誘導表示板レイアウト

- 掲載可能な施設数は、最大2施設とする。
- ・「1 施設誘導タイプ」は、表示板の縦方向寸法を常に 3200mmとする。表示レイアウトは、表示スペースの上段より頭合わせとする。
- ・「2 施設誘導タイプ」は、表示板の縦方向寸法を標準 3700mmとする。
- ・ 掲載する施設の文字数が多く規定のスペースに収まらない場合は、文字を長体70~90%とし、 文字レイアウトを調整する。また、「2 施設誘導タイプ」については、表示板の縦方向寸法を最大 4000mmまで拡張する。
- ・ 表示板には、斜線(幅 20mm、角度 45° 右上がり)のカラーシートを貼る。その際、「1施設誘導タイプ」は GLより H=1000mmの位置から右上がりとし、「2 施設誘導タイプ」は、2つの掲載施設名称の中間部に適宜調整して配置する。カラーシートは、各区の色とし、葵区: DIC214、駿河区: DIC2484、清水区: DIC69 をそれぞれ使用する。
- ・「2 施設誘導タイプ」の斜線の位置は、上段表示施設の下端部の位置に合わせて適宜調整を 行ってシーとを貼り付ける。
- ・ 方向矢印は、常に最上部に配置し、その下部に距離表示を配置する。「後方向」の矢印は用いない。矢印、距離表示はセンター合わせとする。
- ・ピクトグラムがある場合は、施設名称の下部に配置し、センター合わせとする。
- ・ 施設名称の掲載順位は、「5-2 文字と図形 6]矢印表示」に基づいて設定する。同じ方向矢印 の施設が2施設以上掲載される場合には、距離の長い施設を上段に配置する。
- 施設名称の文字組みは、上揃え、上詰めとする。
- ・ ひらがなやカタカナが連続し文字間隔が間延びして見える場合は、文字間隔を狭めるなど文字組みが美しく見えるように文字カーニング(注1)の調整を図る。

(注 1) 文字カーニング: 2 つの文字間のスペース (余白) を決定するもの。数値がマイナスであれば文字間が狭まり、プラスであれば広くなる。値は 1/1000em で表し、1em は 1 ポイントのフォントでは 1 ポイントに、1 ポイントのフォントでは 1 ポイントとなる。

# ■表示板レイアウト例





# 8-3 ドライバー系サイン

# 1] 施設誘導サイン

#### <設置場所>

車両交通の多い幹線道路

< 目的 >

ドライバーを対象に主要公共施設や観光施設等への誘導を行う

# ■ 掲載内容

[正面]	[支柱]
施設誘導表示	地点名称(英文名称)
方向表示(矢印)	
距離表示	
施設名称(英文併記)	
ピクトグラム	

# ■ 本体仕様

・ 表示板 :アルミパネル、反射シート貼り(日塗工 C85-80A)

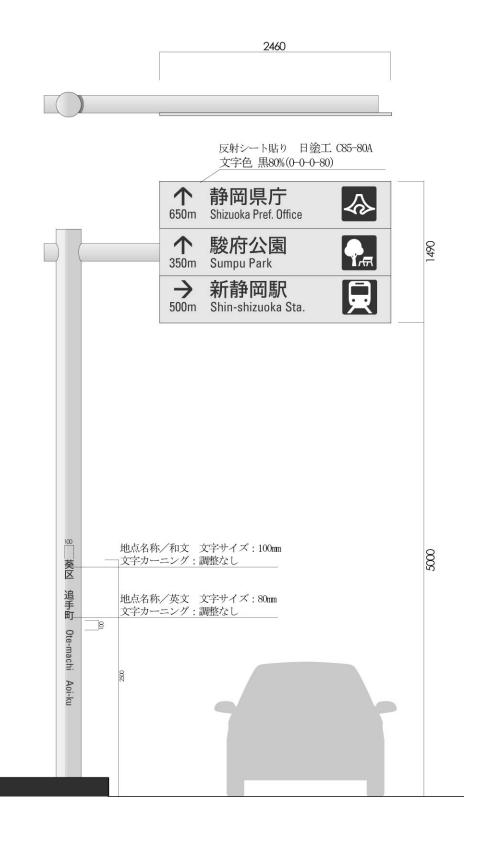
· 表示部 :装飾カッティング文字(文字色 黒 80%)

· 支柱 :スチール φ 267.4×6.6t (または 9.3t)

溶融亜鉛メッキ+静電粉体塗装(日塗工 C85-80A)

<sup>※</sup> 日塗工C85-80Aは「社団法人日本塗料工業会 2005 年C版塗料用標準色」に基づくものと する。原則として日塗工の指定色を使用するものとするが、指定色の使用が難しい場合に限り 近似色としてDIC G-67を使用するものとする。

# ■ 本体デザイン例

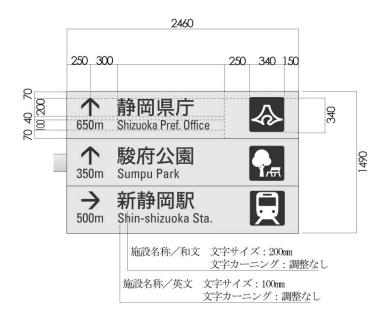


#### ■ 施設誘導表示板レイアウト

- 3施設掲載する形を標準形とする。
- ・ 片面表示を基本とするが、設置条件に応じて両面表示にする場合もある。
- ・ 表示板は、街路樹等によって遮られないよう、また道路幅員等の設置場所の状況に応じて表示 板を車道側に張り出す形状とする。
- ・ 掲載する施設の文字数が多く規定のスペースに収まらない場合は、文字を長体70~90%とし、 文字レイアウトを調整する。また、表示板の横幅を最大1900mmまで拡張する。
- ・ 方向矢印は、表示板の車道側に配置し、ピクトグラムがある場合は矢印の歩道側に配置する。 なお、「後方向」の矢印は用いない。
- ・ 方向矢印の下部に距離表示を掲載する。
- ・ 施設名称の掲載順位は、「6-2 文字と図形 6]矢印表示」に基づいて設定する。同じ方向矢印 の施設が2施設以上掲載される場合には、距離の長い施設を上段に配置する。
- ・ 施設名称の文字組みは、「左揃え、左詰め」とする。
- ・ ひらがなやカタカナが連続し漢字に比べ文字間隔が間延びして見える場合は、文字間隔を狭めるなど文字組みが美しく見えるように文字カーニング(注1)の調整を図る。

(注 1) 文字カーニング: 2つの文字間のスペース (余白) を決定するもの。数値がマイナスであれば文字間が狭まり、プラスであれば広くなる。値は 1/1000em で表し、1em は 1 ポイントのフォントでは 1 ポイントに、10 ポイントのフォントでは 10 ポイントとなる。

# ■ 表示板レイアウト例



## 8-4表示板面レイアウト基準一覧表

8-1~8-3 において示した「歩行者系サイン」「歩車兼用系サイン」「ドライバー系サイン」の表示板レイアウトについて、下表のように整理できる。

サインの種類		表示板レイアウト			備考
步行者系		[左側1]	[左側2]	[右側]	距離表示なし
サイン		矢印	(ピクトグラム)	施設名称	
歩車兼	横	[歩道側]	[車道側]	[中央]	背面表示の場合も共通
用系	型	(ピクトグラム)	施設名称	矢印 + 距離	
サイン	縦	[上段]	[中央]	[下段]	
	型	矢印 + 距離	施設名称	(ピクトグラム)	
ドライバー	·系	[左側]	[中央]	[右側]	背面の場合も共通
サイン		矢印(前方	施設名称	矢印(右方向)	○矢印の位置は道路
		向、左方向)			標示設置基準に準じ
					る。
					○ピクトグラムは、矢印
					の反対側に表示す
					る。

- ・ 施設名称は、矢印の優先順位(6-11)に従い、上から配列を行う。
- ・ 同じ矢印方向の施設がある場合は、距離の遠い施設を上に表示する。
- ピクトグラムは、施設に対応するものがある場合に表示する。

9.

設置基準

### 9-1 基本的な考え方

サインの設置に際しては、次の点に注意する。

### ■ 共通事項

- ・ 現地調査を十分に行うこと
- ・ 設置場所と場所の整合性を調整すること
- サインの視認性が妨げられないこと
- ・ 夜間の視認性を高めるため、街路灯のある明るい場所に設置するよう努めること(ただし、ドライ バー系サインについては、適用しない)
- ・ 道路幅員など設置場所の状況を十分に把握し、既存サインや占用物件との調整を行うこと
- ・ 利用者の歩行動線を考慮し、表示面を見やすく安全な位置になるよう設置すること
- ・ 建築限界(道路構造令第12条)を侵さないこと
- ・ 来訪者が不安なく歩けるように(一般的には 200~300m間隔に設置するのが望ましい)、必要 に応じてサインを設置すること
- ・ 既設サインや仮設サインを新しいサインに更新する場合には、既設サイン・仮設サインの撤去も 忘れずに行うこと

### ■ 地下道や地下街の入口に設置する場合

- ・ 動線が複雑な場所は、特に視認性に配慮し、地上部分と地下部分との連携を図ること
- ・ 利用者が円滑に目的地へ到達できるよう、地下道入口〜地下道〜地下道出口での連続的な 誘導を行うこと

### ■ ドライバー系サイン、歩車兼用系サイン共通

- ・ できる限り設置場所周辺の他の標識類とのデザイン・色彩等の統合を図るよう調整すること
- ・ 既設の標識、信号機の視認性を妨げないこと
- ・ 表示面は道路に対して直角になるように設置すること

### ■ ドライバー系サイン

・ 「道路標識設置基準」に準じて設置場所の選定を行うこと

## 9-2 各サインの設置基準

## 1]歩行者系サイン

基本的に歩車道境界側に設置することとする。設置に際しては、以下の点に留意する。

- サインを利用する人にとって視認しやすいこと
- · サインを見ている人が通行者の妨げにならないよう、サイン前面に十分なスペースがあること
- ・ サインの上端は 3,000mm を標準とし、設置箇所と歩行面に高低差がある場合は、標準高さとなるように高さを調整すること

ただし、歩車道境界側に照明、街路樹などがあり設置が困難な場合は、歩道内の敷地境界寄りや公園などの公共用地に設置する。

### ①総合案内サイン

#### (設置場所)

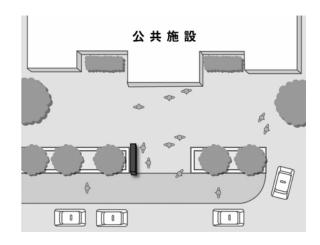
・ 駅、主要公共施設、観光拠点等の 『人の行動の起点となる場所』



## ②地域案内サイン

### (設置場所)

- ・公共施設など『人の行動の起点となる場所』
- ・大規模な交差点など『人の分岐点』



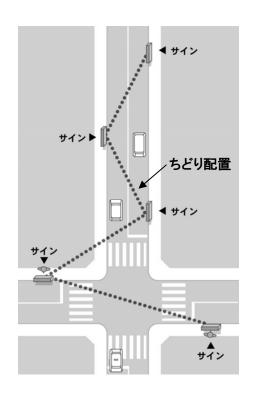
### ③施設誘導サイン

### (設置場所)

- ||・歩行者の往来が多い主要交差点
- ・ 道路の分岐点
- | ・ 直線で距離が長い場合

## (設置方法)

- ・ 両側に歩道を有するなど広幅員の道路では、両側にサインが必要となるため、基本的に「ちどり配置」とする。
- ・比較的大規模な交差点に設置する場合は、交 差点を挟んで2箇所に設置する。



# ■設置例









#### 21歩車兼用系サイン

主として以下のような場合に使用することとする。

- ・ 周辺に案内する施設が少なく、歩行者系サインとドライバー系サインに分けて設置する必要 がない場合(郊外など)
- ・ 歩道がなく、歩行者系サインが設置できない場合
- ・ 道路幅員が狭いなど、大型のドライバー系サインの設置が困難な場合
- ∥・ 大型のドライバー系サインを設置することが、周辺環境からふさわしくない場合

また、表示板の設置高さについて以下の点に留意する。

●・ 横型の表示板の設置高さ(路面から表示板の下端までの高さ)は、2,650mmを標準とする。

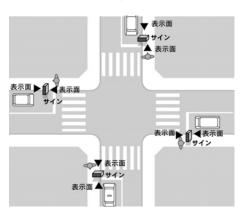
### (設置方法)

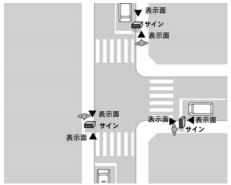
### ○交差点

- 歩道上の歩車道境界側に設置する。
- ・歩道のない場合は路肩に設置する。
- ・ 大規模な交差点に設置する場合は、 交差点を挟んで 2 基設置する。
- ・ 縦型は、歩行者等の通行に支障のない 植栽帯のスペースなどに設置する。

### ○T 字路

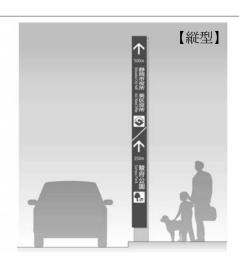
- ・交差点の手前に設置する。
- ・縦型は、歩行者等の通行に支障のない 植栽帯のスペースなどに設置する。





#### ■設置例





# 3] ドライバー系サイン

広域幹線道路から施設へ至る経路の途上、主要な交差点などに設置する。また、設置高さについては、以下の点に留意する。

●・表示板の設置高さ(路面から表示板の下端までの高さ)は、5,000mm を標準とする。

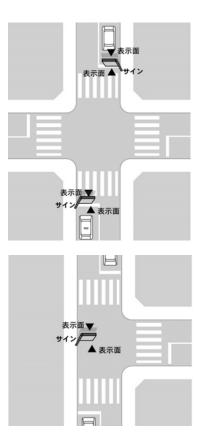
### (設置方法)

## ○交差点

- ・ 歩道上の歩車道境界側にオーバーハング方式により設置する。
- ∥・通常は片面表示とし、交差点を挟んで2基設置する。

### ○T字路

・ 道路幅員が狭い場合にのみ表示板の両面表示を認め、設置サインを1基とする。



### ■設置例



### 9-3 街路樹への対応

サインの基本的な考え方として、「視認性を高める」必要がある。実際には、サインを設置する歩道には街路樹があり、そのままでは視認性の確保ができない箇所もある。しかし、サインの視認性を高めるためだけに樹木の枝葉を伐採することは避けるべきであり、よってサイン設置箇所に街路樹のある場合には次のように対応する。

### ■歩行者系サイン、歩車兼用系サイン (縦型)

基本的には、植栽桝の中に設置することは避ける。万が一設置する場合は、植栽の成長によってサインの表示面が覆い隠されたり、サインのメンテナンスの障害となることがあるため、注意する。

### ■歩車兼用系サイン (横型)、ドライバー系サイン

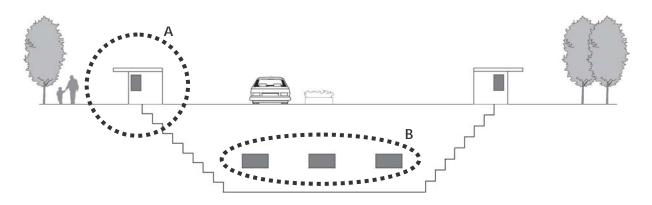
高木が植栽されている箇所では、繁茂期において樹木が視認性を妨げないか検討する必要がある。植栽の枝葉と重なる場合は、樹木を伐採せずに視認性を確保するため、サイン表示面の持ち出しの出幅を調整することで対応する。





### 9-4 地下道·地下街

静岡市の都市構造は、JR 静岡駅から地下道、地下街が街の中心部まで伸びた特徴的な構造である。 外来者が円滑に移動するためには、地上部と地下部を連続して誘導することが重要である。(具体的なサインの形状については、「11.応用・展開」にて記述。)



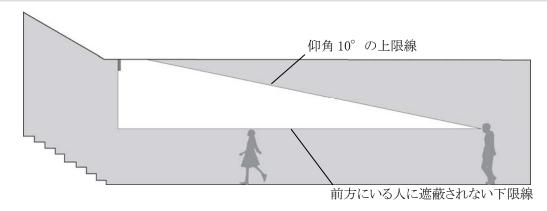
### ■A:地下道・地下街の出入口付近

さまざまな情報や占用物があり、煩雑な空間となりがちである。利用者が位置を確認しやすいように、設置場所や向き等に配慮する。

#### ■B:地下部分

### <遠くから視認する場合>

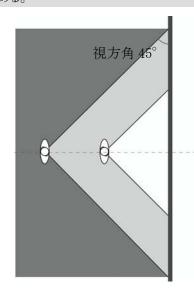
下図の白部分の範囲が、遠くから視認できる範囲である。車いす利用者の視点は低いので、 見やすい範囲は通常の歩行者に比べてかなり狭く、配慮が必要である。



- ・ 移動している場合、一定の高さ以上にあるものは視界に入りにくい。一般的には仰角 10° より 下が視認できる範囲と言われている。
- ・ 視認者の前方に視界を遮る他の通行者がいると考える。

## <近くから視認する場合>

下図の白部分が近くから認識できる範囲である。表示面から離れることで薄灰色の部分まで 視認できるようになるが、地下道の幅員や利用者の動線路などに配慮して形状を決定する必要 がある。



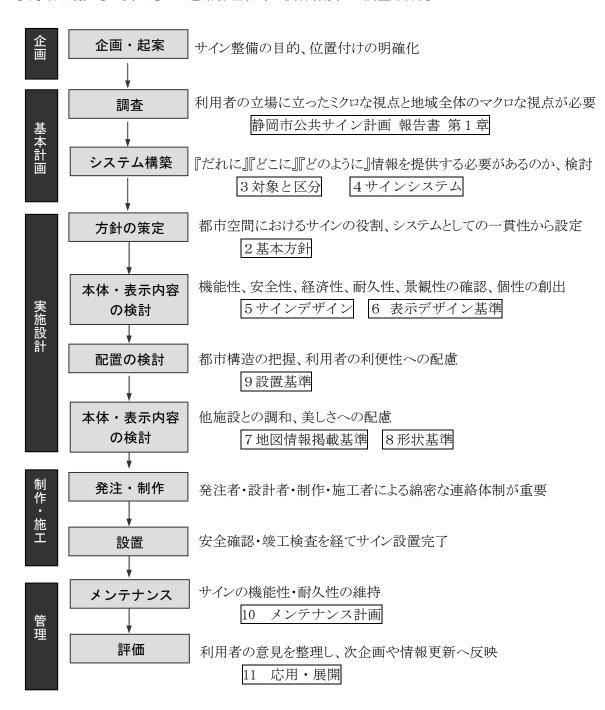
・ 視方角とは、見る人の視軸と視対象のなす傾きのこと を言い、視方角が 45°以下になると誤読率が増すと いわれている。 10.

運用管理

### 10-1 運用システム

# 1]サイン整備の流れ

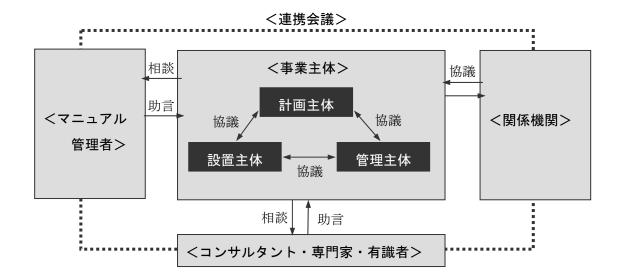
サインは、企画から管理までのプロセスを適切に行うことで、よりよい状態を効率的に維持していくことができる。各段階とも必要に応じて道路管理者等の関係機関との調整を行う。



## 2]サイン整備の体制

現在の都市空間には様々な種類のサインが設置され、サインに関る機関も多岐に渡っている。

サインの整備体制は、『事業主体』を主軸として『関係機関』『マニュアル管理者』『コンサルタント・専門家・有識者』に大別することができる。さらに、利用者の利便性や今後のサインに求められる役割を考えると、各機関が相互に連携した整備が求められ、『連絡会議』など事業主体内外の整備体制をつくることが望ましい。



# 10-2 メンテナンス

サイン管理には、2つの種類がある。一つは定期的な清掃や部品の交換などを行う「本体のメンテナンス」と、もう一つは都市の変化に伴う表示内容の修正・更新を行う「情報のメンテナンス」である。日常の 点検や定期的なメンテナンスを行うことで、耐久性・機能性を長く維持することができる。

### 1]本体のメンテナンス

■ 定期的な清掃・点検:年に1回程度

#### <清掃>

- ・ 定期的な水洗いと乾拭きを行い、大気中の成分による腐食を防ぐ。
- ・ 汚れがひどい場合には、家庭用の中性洗剤を薄めて使い、その後よく水洗い、乾拭きし、水気 を取り除く。
- ・ 張り紙や落書きなどを取り除く。
- ・ 軒下など雨水洗浄されない部分や大気中の煤煙が多い場所は、清掃回数を増やす。

#### <点検>

- ガタツキ・ボルトの締め付け状況を確認、修繕を行う。
- ・ 破損や傷などの状況を確認、修繕を行う。
- · 傷などによる塗装の部分的な剥がれについては、塗装補修を行う。
- 印刷シートの交換(歩行者系サイン):適宜
- 本体の修繕・交換:適宜

### 21情報のメンテナンス

- 情報の追加:公共性の高い施設が建設された場合など
- ・ 変更内容を印刷したシートやカッティングシートを、表示板に部分的に貼り込むことで対応する。
- 表示板(印刷シート)の取り替え:道路や大規模な施設の建設が行われた場合など
- ・ 表示内容が大幅に変更する場合は、表示板(印刷シート)全体を取り替える。
- 情報内容の一元的な管理:適宜
- ・ 都市の情報は刻々と変化している。この変化に対応して、サインを常に機能的に保つためには、 情報をデータ化して一元管理することが重要である。

11.

応用・展開

# 11-1 応用・展開

このマニュアルでは主に「総合案内サイン」「地域案内サイン」「施設誘導サイン」について数種類のサイン計画を行っている。まちの道路空間には、このほかにも様々な種類の公共サインが存在しており、本章ではそれらのサインのデザイン展開について、チェックリストと展開例を示す。

#### <他の公共サインの例>

[分類]	[種類]	[主な目的]
地点名サイン	・「通り名称サイン」	道路の名称や町名などを示す
	・「町名表示サイン」	
防災サイン	・「避難所誘導サイン」	避難誘導の円滑化等を図る
説明サイン	・「史跡サイン」	史跡等の内容紹介や理解促進を図る
	・「地下誘導サイン」	地下部分の誘導を行うことで、サインの
		連続性を高める
規制サイン	・「自転車等放置規制区域サイン」	安全管理や利用の円滑化を図る

### 1] サイン設計におけるチェックリスト

応用・展開で示すサインについても、「4-1 デザインコンセプトの検討」で示した考え方を採用し、静岡 市全体で統一感のあるサインとなるよう配慮して計画を行う。

実際のサイン計画に際しては、サイン本体、表示方法について下表のチェックリストを活用されたい。

■サイン本体	1. 認識しやすい位置に設置しているか	
	2. サイン周辺は安全な環境であるか	
	3. 設置高さは見やすく設定されているか	
	4. 周囲の景観に調和しているか	
	5. 車椅子の人、高齢者、子ども等が利用しやすい形状であるか	
	6. 他サインと統一感が保たれているか	
■表示方法	7. 認識しやすい書体を使っているか	
	8. 文字・ピクトグラムの大きさは適切であるか	
	9. 認識しやすい配色となっているか	
	10.他サインとの情報の整合性は取れているか	

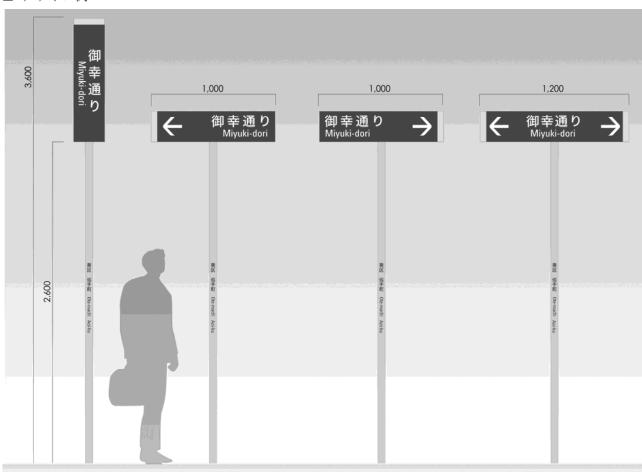
## 2]応用展開例

# ①通り名称サイン

静岡市を訪れる人にとって、通り名称の表示はまちを理解する上で重要である。設置場所に合わせてサインの形状を設定し、適切な情報提供を行う。

# ■ 考え方

- ・ 歩車兼用系サインと調和するデザイン
- ・主要なサインと統一された色
- ・ 文字書体や図形の整合



## ②自転車等放置規制区域サイン

放置自転車を取り締まるために、街中には様々な種類の規制サインが設置されており、煩雑な景観となっている箇所もある。他サインとの整合性を確保しながら、設置場所の環境に合わせた適切な表示方法、サインデザインが望まれる。

# ■ 考え方

- ・ 必要な情報だけを分かりやすく表現する
- ・ 周辺環境(植栽帯など)と調和した形状
- ・ 歩行者系サインとの全体形状の整合
- 主要なサインと統一された色
- ・ 文字書体や図形の統一

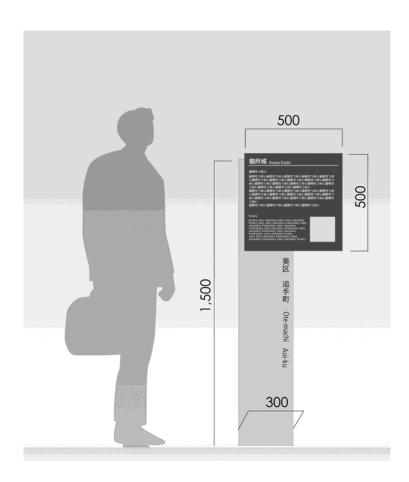


## ③史跡サイン

静岡市を訪れる人へ静岡市の観光資源(自然、歴史など)を紹介し街の魅力を高めるために、分かり やすくデザイン性の高いサインを設置して情報提供を行うことが重要である。

## ■ 考え方

- ・ 周辺環境(植栽帯など)と調和した形状
- ・ 歩行者系サインとの全体形状の整合
- ・ 主要なサインと統一された色
- ・ 文字書体や図形の統一



## ④地下誘導サイン

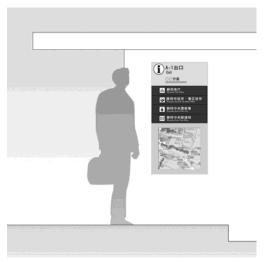
静岡市は地下道、地下街が静岡駅から街の中心部まで伸びた都市構造であり、地下空間には案内サインが設置されている。今後設置するサインについては、設置基準(9設置基準4)地下道・地下街を参照)に基づいて、英語表記やピクトグラム等を用いて、屋内外で統一感のあるサイン景観を創出することが重要である。なお、形状・寸法については設置場所に合わせて調整を行う。

### ■ 考え方

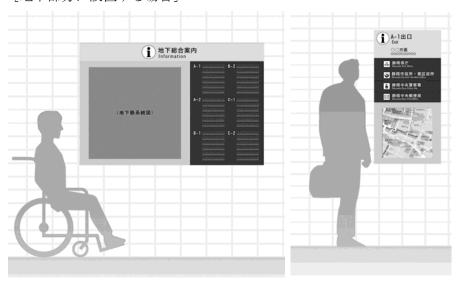
- 主要なサインと統一された色
- ・ 文字書体や図形の統一

### ■ デザイン例

[地下道・地下街の出入り口付近に設置する場合]



### [地下部分に設置する場合]



## ⑤照明、交通標識との統合化

道路空間には多くのサインが設置されており、サイン+照明灯、サイン+照明灯+交通標識など、サインとそれ以外の屋外構造物を組み合わせることにより、構造物の乱立を防ぎ、景観を整える。ただし、サインと組み合わせる構造物の数量的なバランスが取れていないと、逆に景観を煩雑にする恐れもあるため、十分に配慮する。

### ■ 考え方

- ・ 照明灯との統合化
- ・ 交通標識との統合化

[サイン+照明灯]



[サイン+照明灯+交通標識]



## ⑥サイン設置のスペースが確保できない場合

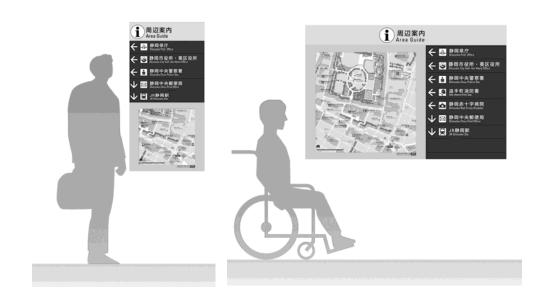
本章で提案した歩行者系サインは、屋外に構造物として設置するタイプである。構造物を設置するための十分なスペースが確保できない場合は、シートを用いて、既設建築物の壁面や道路空間の既設構造物へ貼り付けることとする。

### ■ 考え方

- ・ 主要なサインと統一された色
- ・ 文字書体や図形の統一

### ■ デザイン例

### [既設建築物の壁面へ貼り付ける場合]



## [既設構造物へ貼り付ける場合]



### ⑦QRコード、CCコード

携帯電話やインターネットなどの通信機器の普及により、面倒な入力なしに携帯端末用のホームページにアクセスできる「QRコード(※1)」や「CCコード(※2)」の利用が増えてきており、静岡市の一部のサインでは既に導入が始まっている。

サイン板面で表示できる情報量には限りがあるため、静岡市の地域情報やイベント情報などを発信するツールとして、必要に応じてQRコードやCCコードの導入をしていくことが望まれる。

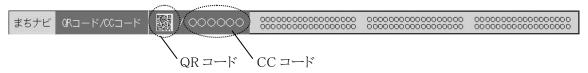
基本的には、QRコード、CCコードの印刷されたシートをサインの余白部分に貼り付けることとする。

#### ■ 考え方

- 主要なサインと統一された色
- ・ 文字書体や図形の統一

#### ■ デザイン例

[シート部分]



#### [携帯に呼び出される画面(案)]

静岡市 まち歩き案内

#### [まち歩き情報]

- ■○○○通り
- ■○○○通り
- ■○○○通り

. . . . . . .

## [地域情報]

#### [静岡情報]

- ■イベント情報
- ■観光情報
- ■市バス・鉄道情報
- ■地図
- ■静岡市役所公式サイト

#### **※**1

QRコードとは、「Quick Response」を略したもので、バーコードが進化してより多くの情報量を素早く扱えるように開発されたものである。QRコード対応の携帯電話で撮影すると、面倒な入力なしに携帯電話のホームページにアクセスすることができる。

#### **※**2

CCコードとは、ナンバーアクセスとQRコードを組み合わせることで、QRコードに対応していない機種を含め、携帯ユーザー全てが目的のサイトにアクセスできるようになるコードのことである。

12.

参考資料

# 12-1 標準案内用図記号

# 1] JIS 案内用図記号(JIS Z8210) Public Information Symbols

## 公共・一般施設 Public Facilities



# 公共・一般施設 Public Facilities



































上りエスカレーター Escalator,up



乳幼児用設備 Nursery









クローク Cloakroom



更衣室(女性) Dressing room (women)

シャワー Shower









浴室 Bath

水飲み場 Water fountain

くず入れ Trash box

リサイクル品回収施設 Collection facility for the recycling products

# 交通施設 Transpot Facilities



航空機 / 空港 Aircraft / Airport



鉄道 / 鉄道駅 Railway / Railway station



船舶 / フェリー / 港 Ship / Ferry / Port



ヘリコプター / ヘリポート Helicopter / Heliport



バス / バスのりば Bus / Bus stop



タクシー / タクシーのりば Taxi / Taxi stop



レンタカー Rent a car



自転車 Bicycle



ロープウェイ Cable car



ケーブル鉄道 Cable railway



駐車場 Parking



出発 Departures



到着



乗り継ぎ Connecting flights



手荷物受取所 Baggage claim



税関 / 荷物検査 Customs / Baggage check



出国手続 / 入国手続 / 検疫 / 書類審査 Immigration / Quarantine / Inspection

# 商業施設 Commercial Facilities







喫茶·軽食 Coffee shop



バー Bar



ガソリンスタンド Gasoline station



# 観光・文化・スポーツ施設 Tourism, Culture, Sport Facilities



展望地 / 景勝地 View point



陸上競技場 Athletic stadium



サッカー競技場 Football stadium



野球場 Baseball stadium



テニスコート Tennis court



海水浴場 / ブール Swimming place



スキー場 Ski ground



キャンプ場 Camp site



温泉 Hot spring

# 安全 Safety



消火器 Fire extinguisher



非常電話 Emergency telephone



非常ボタン Emergency call button



広域避難場所 Safety evacuation area

# 禁止 Prohobition



一般禁止 General prohibition



禁煙 No smoking



火気厳禁 No open flame



進入禁止 No entry



駐車禁止 No parking



自転車乗り入れ禁止 No bicycles



立入禁止 No admittance



走るな/かけ込み禁止 Do not rush



さわるな Do not touch



捨てるな Do not throw rubbish



飲めない Not drinking water



携帯電話使用禁止 Do not use mobile phones



電子機器使用禁止 Do not use electronic devices



撮影禁止 Do not take photographs



フラッシュ撮影禁止 Do not take flash photographs



ベビーカー使用禁止 Do not use prams



遊泳禁止 No swimming



キャンプ禁止 No camping

# 注意 Warning





障害物注意 Caution, obstacles



上り段差注意 Caution, uneven access / up



下り段差注意 Caution, uneven access / down



滑面注意



転落注意



天井に注意



感電注意

# 指示 Mondatory



左側にお立ちください Please stand on the left



右側にお立ちください Please stand on the right



一般指示 General mandatory



静かに Quiet please



一列並び Line up single file



二列並び Line up in twos



四列並び Line up in fours



矢印 Directional arrow

## (参考)

(参考) 以下の図記号は JIS 規定のものではない。

これらは表示事項と機能を変えない範囲で図材を変更することができる。



店舗 / 売店 Shop



新聞·雜誌 Newspapers, magazines



薬局 Pharmacy



理容 / 美容 Barber / Beauty salon



手荷物託配 Baggage delivery service



公園 Park



博物館 / 美術館 Museum



歷史的建造物1 Historical monument 1



歷史的建造物2 Historical monument 2



歷史的建造物3 Historical monument 3



非常口 Emergency exit



飲食禁止 Do not eat or drink here



ペット持ち込み禁止 No uncaged animals



自然保護 Nature reserve



スポーツ活動 Sporting activities



スカッシュコート Squash court



スキーリフト Ski lift



腰掛け式リフト Chair lift



安全バーを閉める Close overhead safety bar



安全バーを開ける Open overhead safety bar



徒歩客は降りる Foot passenger have to get off



スキーの先を上げる Raise ski tips



スキーヤーは降りる Skiers have to get off